



能楽堂脇の標準木 (ソメイヨシノザクラ)



第110号

公益財団法人 特攻隊戦没者 慰霊顕彰会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-1-1靖國神社遊就館内・地階

電話 03 (5213) 4594  
FAX 03 (5213) 4596

http://www.tokkotai.or.jp  
振替口座 00140-6-59580

編集人 飯田正能  
発行人 羽淵徹也  
印刷所 ヨシダ印刷株式会社

第37回特攻隊合同慰霊祭  
天皇、皇后陛下、フィリピン行幸啓  
戦没者の慰霊碑御参拝……………1  
平成27年度回天烈士、回天搭載戦没  
潜水艦乗員追悼式に参列して……………6  
平成28年度「旧海軍鹿屋航空基地  
特別攻撃隊戦没者追悼式」  
に参列して……………8  
第40回・平成28年度  
都城市特別攻撃隊戦没者慰霊祭……………10

目次

第37回特攻隊合同慰霊祭

平成28年3月26日(土) 11時～12時  
於 靖國神社拝殿・本殿

式次第

国歌斉唱 トランペット 堀田 和夫	祝詞奏上 理事長 杉山 蕃	祭文奏上 一誠流 吉野 一心	献吟 逢坂 龍信	奉納演奏 世田谷コール・エーデ合唱団	特攻隊慰霊顕彰会男性合唱団	指揮 大穂 孝子	トランペット 堀田 和夫	「同期の桜」「ふるさと」	全員斉唱 「海ゆかば」	トランペット 堀田 和夫	昇殿参拝 参列者一同	「国の鎮め」トランペット 堀田和夫
に参列して……………12	朝鮮出身特攻隊員15名の戦没者は 何をもって散ったのか……………15	「戦没者の遺骨収集の推進に関する 法律」の成立に感あり……………19	「戦没者遺骨収集推進法」の成立に 思うこと―現地調査活動を通して 知り得た遺骨帰還事業の実態と 今後の課題……………23	「シリーズ」私の憲法論……………27	九条こそ憲法違反……………31	【学生提言(再録)】沖繩の大学生 として憲法を考える……………34	世田谷山観音寺 特攻平和観音月法要報告……………37	《若者の声》 青春の真昼前―自己犠牲の尊さ 新刊図書紹介『森丘哲四郎手記』 (読者の感想文)……………41	平成27年度事業報告……………39	平成27年度正味財産増減計算書……………42	平成28年度第1回理事会及び 定時評議員会実施報告等……………42	事務局からの報告等……………42

義烈空挺隊長 奥山 道郎作	昭和20年6月15日沖繩北飛行場で戦死	心は常にたのしかりけり	回天振武隊 小野 正明作	昭和20年5月27日沖繩海域で戦死	日本の永久に栄ゆを折りつつ	黒潮大洋を指して征くわれ
逢坂 龍信	吉野 一心	逢坂 龍信	小野 正明作	小野 正明作	折りつつ	征くわれ

## 祭文

本日ここ靖國神社の御社頭に、御来賓の皆様の御臨席と御遺族、戦友、そして関係者の皆様が集まり、第37回特別攻撃隊合同慰霊祭を挙行するに当たり、謹んで在天の御英霊に申し上げます。

今年も皆様が若き命を捧げられて終わった大東亜戦争終結より71年になります。畏れ多くも天皇、皇后両陛下におかれましては、昨年のパラ

オ行幸啓に引き続き、フィリピンを御訪問遊ばされ、戦没者に対し、追悼の行事を施行されました。真に深い大御心と感激致すところであります。私ども特別攻撃隊戦没者の慰霊顕彰に携わる者にとりまして、本年も、世代交代という厳しい現実を乗り越えて、皆様を真に追悼申し上げる心を、次世代に確実に伝承していく努力を更に一層強化しなければなりません」と心致しております。

昨年の慰霊祭より1年、我が国を取り巻く環境は、依然として不安定、不透明なものがあつた。好転しつつあつた経済は、年初以来、中国経済の不健全性による全世界的な株安・金融不安定により後退しております。加えて、昨年来の石油価格の

暴落の影響から、不透明な状況に改善の兆しは見えない状況にあります。安全保障の面では、イスラム過激派による全世界的なテロ行為、中国の異常な軍拡を背景とした南シナ海領海化の諸行動、全世界の非難を浴びながら強行されている北朝鮮の無謀と言えぬ核兵器開発及び恫喝の動き等、不安定な状況が進行していると言わざるを得ません。英霊の皆様は、誇りをもって御報告できる状況にないのは、真に残念なことでもあります。

他方、我が国の国策におきましては、若干の明るい兆しがあります。消費税増税による国家財政回復への確実な手応え、TPP交渉の妥結、国家戦略の策定と日米防衛協力の指針改定、安保関連法制整備等、その成果は将来に向けて明るい気持ちを持つに相応しい面があります。また、東京オリンピック・パラリンピックの準備等、期待の膨らむ話題も明るい材料であります。とは言え、遅々としている東日本大震災、福島原発環境汚染問題からの復興、小子高齢化した社会保障問題、雇用格差問題、育児支援問題等、問題山積の状況にあることも事実であります。中でも憂慮すべきは、東北大震災の復興の状況であります。地震・津波の災害に加えて、原子力発電所事故による放射線被害の試練を受けてから5年の年月

が流れました。官民挙げての復興活動ですが、復興は遅々としております。71年前に我々が被った国家壊滅・国土荒廃の体験、そしてそこで発揮された皆様の朋友の方々の凄まじい努力とエネルギーに想いを致す時、忸怩たる思いを避けることができませぬ。

我が顕彰会におきましては、ここ1年、従来の活動に加えまして、二つの事業を執り行いました。一つは産経新聞に2回にわたり広告を掲載し、英霊の方々への追悼の気持ちを訴えました。然るべき反応を得ましたが、今後ともこの種の活動を続けていく所存であります。二つ目は、原資料の整備の観点から、英霊の一人であります海軍予備学生14期故森丘哲四郎大尉が残されました膨大な手記を、御遺族の御好意を得て出版いたしました。特攻隊戦没者の遺稿につきましては、とかく出版者の意図が加わるものですが、今回は何らの修正もせず、写真印刷を主体に、原資料を複製いたしました。これからも、資料散逸を防ぐ見地からも、この種の事業を継続していく所存であります。

英霊の皆様が、国のため全てを投げ出された戦いが終わり、既に71年の歳月が流れんとしております。思えばこの間、戦争によって疲労し破壊された、文字どおり焦土極貧の状態から、英霊の皆様が、同期・同輩の方々、ここにその一部の方が参集しておりますが、その中核となつて見事に奇跡的復興を成し遂げ、世界に誇れる隆盛を我が国にもたらされしました。しかし、世代交代が進み、英霊の皆様が生を共にした方々は、その数を減らしつつありますが、後に続く世代の私どもは、英霊の皆様が辿られた厳しい現実を忘れることなく、己の生き方を自励・振作する起点としなければならぬこと、そして、社稷・国の現実が、果たして英霊の皆様は御満足頂けるものなのかという判断基準を大切にすることの二点を中核に、これからも国民的な事業として、この慰霊顕彰を継続発展させて参らねばならないと肝に銘ずる次第であります。

今年も靖國神社の桜は見事に咲き揃いました。桜のように見事に散る会おうと誓つて国に殉じられた皆様の尊い心情に思いを馳せ、ここに参集した一同、英霊の皆様方に一層の敬意を表明し、祭文といたします。

平成28年3月26日  
公益財団法人  
特攻隊戦没者慰霊顕彰会  
理事長 杉山 蕃



祭文奏上 杉山蕃理事長



慰霊祭場（拝殿）



献吟 吉野一心・逢坂龍信両氏



献歌 世田谷コール・エーデ合唱団・特攻隊慰霊顕彰会男性合唱団 指揮 大穂孝子氏



献歌 「海ゆかば」 斉唱

3月28日（土）11時より、靖國神社における、当顕彰会恒例の第37回特攻隊合同慰霊祭が厳肅、盛大に斎行された。御遺族30名を始め御来賓、戦友、一般会員等合わせて200余名が参集して、英霊奉慰の誠を捧げた。

この日、靖國の宮居の桜は、例年より5日、昨年より2日早い3月21日の開花宣言（東京の桜の開花宣言は毎年、靖國神社の能楽堂脇にある標準木・ソメイヨシノザクラの老木に数輪の花が開いたのを、気象庁の職員が確認して行われる）から5日目、ほぼ満開に近い見頃となるものと期待されたが、その後花冷えの天気が続いたため開花が遅れ、当日はようやく二、三分咲きの、やや肌寒さすら感じる薄曇りの天候となった。気象庁では、東京の桜の満開日は、3月31日頃と発表したが、開花宣言から満開まで10日以上というのも珍しく、今年も例年になく、長期間にわたって花見を楽しめるものと予想さ

れた。靖國神社の境内には、約800本の桜が植えられている。種類も十数種あるが、大半はソメイヨシノザクラであり、戦友会や遺族会などからの献木である。「靖國で会おう」「春の梢に咲いて会おう」と誓って散った戦友や父兄らに因んで植えられたものである。桜は、日本人の心情の花であり、纏綿と思いを懸けてきた伝承の花であるが、古くから御神木として崇められてきた。「古事記」の木花佐久夜毘賣の御神木とされたり、吉野山では、修験道の祖役小角が、金峯山での千日行満願の日に現れ給うた金剛蔵王権現のお姿を自ら桜の木に刻み、堂を建立して祀ったと伝えられるところから蔵王権現の御神木とされ、山岳信仰の象徴となっている。農作業の面においても、古代の人々にとって、磐や樹木は神の依

り代であり、殊に桜はその開花が農耕生活の1年の豊凶を啓示する神聖な花木であったと考えられる。そのような日本人の伝統的心情に鑑みれば、靖國の桜は英霊の依り代である。ましてや、英霊が再会を誓って散つて逝かれた、その目印の花木である。大切に守り育てていかなければ、英霊に申し訳ない次第である。しかし、靖國の桜も多くが老木となり、傷みが著しいようである。ソメイヨシノザクラの寿命は約60〜70年、ヤマザクラとサトザクラの交配種で、接ぎ木の場合が多く、寿命が短い。その保護、育成には、余程手を尽くさなければならぬだろう。

当日は天候不順にも拘わらず、その桜の花を慕って、境内は多くの参詣者で溢れ、英霊の遺徳顕彰に相応しい雰囲気を感じて戴ければ、とある。

開気を醸し出していた。また折しも、靖國神社・遊就館1階企画展示室では、平成24年から27年まで4回にわたった「大東亜戦争七十年展」シリーズを終え、28年度は「時を越えた祖国への想い―軍人と共に歩みし軍属たち」と題し、軍属又は準軍属として軍人と共に尊い命を捧げられた従軍看護婦を始め、船員や技術者、文官、動員学徒等、散華された英霊の遺品や関係資料を展示して御事蹟を伝えるべく特別展が開催（平成28年3月19日〜12月11日）されている。支那事変から大東亜戦争終戦に至るまで、軍・官・民が一体となって国難に立ち向かい、愛する人々や家族、そして祖国を護るという一念でそれぞれの職務を全うして散華された英霊の崇高な「みこころ」を感得して戴ければ、とある。

大東亜戦争の原因、目的、戦争の経過、その実相、敗戦の原因等々を知る上で、この企画展は非常に貴重なものであった。先の大戦では、戦略、戦術双方の指導者の無策、判断の誤りなどもあつて、あたら多くの純真な若者達の命を奪つた面もあつたが、至誠殉国の信念に燃える若者達は、如何なる悪条件下でも死力を尽くして戦い、散華して逝つたのである。その志の一端を知り、託された未来への遺志を継いで祖国の再建、平和と繁栄に尽くさなければならぬ、との思いを改めて強く抱くものである。

合同慰霊祭は、トランペットの伴奏による国歌斉唱に始まり、修祓・献饌・祝詞奏上の神儀に続き、杉山蕃理事長が祭文（別掲）を奏上、「戦後71年の歳月が流れる中で、過酷な戦争を戦い抜き、国家壊滅の危機を体験し、戦後は零から出発して我が国の復興と発展を担つた先輩方の高齢化、更にまた、



特攻勇士之像

東日本大震災と原発事故による大被害からの復興・再生、加えて周辺諸国、特に北朝鮮の核兵器、ミサイル等の開発、中国の異常な軍拡を背景とした南シナ海の領海化、イスラム過激派による全世界的なテロ行為への対処等安全保障の面でも、経済、社会保障等の面でも大変な難局を迎えつつある。慰霊事業においても、その中核となつてこられた戦友世代の喪失という厳しい現実がある。しかし、国家存亡の危機に際し、生命を擲つて国に尽くされた英霊の御遺志と残された戦友の方々の復興への偉大な努力、営々と続けられた慰霊事業への誠の心を、我々は尊敬の



「特攻勇士之像」献花式（来賓代表 堀江正夫氏）

念を持つて継承し、後世に伝えていかなければならない。この1月には、天皇、皇后両陛下下のフィリピン行幸啓を機に、重ねて、国に殉じた英霊の尊い御心情に思いを馳せ、一層の敬意を表明し、努力して行く」と誓われた。献吟の声は、朗々として神前に木霊し、惻々として胸に迫る。大穂孝子女士の指揮による世田谷コール・エーデン女性合唱団と特攻隊慰霊顕彰会男性合唱団の献歌「同期の桜」、「ふるさと」また、強く胸を打つ。最後は、寥々と響くトランペットの伴奏に合わせて、一同「海ゆかば」を唱和する。



献花式 会場の参列者

次いで、参列者全員本殿に昇殿し、玉串を奉奠して参拝し、トランペットの演奏「国の鎮め」に合わせて黙禱を捧げ、滞りなく慰霊祭を終えた。その後、遊就館前に、平成11年3月23日、当顕彰会の前身、財団法人特攻隊没者慰霊平和祈念協会が建立奉納した「特攻勇士之像」（原型製作・文化勲章受賞者北村西望氏、拡大監修・日本芸術院会員北村治禧氏、拡大制作・石黒光二氏、台座銘文揮号者・文化勲章受賞者大山忠作画伯）前において、御遺族（海軍第一護皇白鷺隊・長島義茂1飛曹・甲飛12期の御遺族藤野照様）、御来賓（堀江正夫英霊にこたえる会名誉会長）、当顕彰会（杉山蕃理事長の各代表による献花式が行われ、参列者一同、代表に合わせて、拝礼を行った。

### 第37回特攻隊合同慰霊祭懇親会

平成28年3月26日（土）

12時30分～14時

於「靖国会館」2階「田安の間」

「玉垣の間」

開会の辞（司会）

- 事務局長 石井 光政
- 理事長挨拶 理事長 杉山 蕃
- 顕彰会状況報告

専務理事 衣笠 陽雄



報告・衣笠陽雄専務理事



挨拶・杉山蕃理事長

遺族・来賓紹介

事務局長 石井 光政  
献杯 来賓代表 菅原 道之

懇談会食  
全員斉唱「海ゆかば」

トランペット 堀田 和夫  
乾杯 来賓代表 太田 恵淳  
閉会の辞 事務局長 石井 光政



慰霊祭及び献花式終了後、「靖国会館」に移動し、同会館2階の「田安の間」・「玉垣の間」において、懇親会が開催された。

懇親会に先立ち、まず杉山理事長が挨拶に立ち、本日の合同慰霊祭が大勢の方々の御支援、御協力によって無事執り行われたことへの感謝を述べるとともに「我が国を取り巻く、国内外の厳しい現実の中にあつて、我々は先輩の遺志を受け継ぎ、日本の復興・再生と慰霊事業への誠の心を継承していかなければならない。若い世代に対しても、特攻の真実を伝え、慰霊顕彰の輪を拡めるよう、一層努力し、英霊に応えなければならない」と強調された。



挨拶・献杯 菅原道之福岡県偕行会会長

平成27年度の事業報告と平成28年度の事業計画、会員の動向等について説明があり、今後ともなお一層、会員の増強、事業の活性化に努力し、引き続き

「特攻勇士之像」の全国護国神社への奉納事業を更に推進させたい、と述べた。続いて、懇親会に移り、石井事務局長から御遺族・来賓の紹介がなされた後、来賓を代表して、福岡県偕行会会長の菅原道之氏（陸士57期）が、英霊に対し敬意と感謝を表するとともに、慰霊顕彰事業の継続発展と会員の健勝を祈って献杯の音頭を取られた。

その後和やかな直会の宴は始められたが、途中、堀田和夫氏のトランペット伴奏により、全員で「海ゆかば」を斉唱し、大いに盛り上がった。

最後は、来賓を代表して、世田谷山観音寺の太田恵淳住職の御挨拶（特に「本物の慰霊顕彰の志は、必ず後世に継承される」とのお言葉には感銘を受けた）と乾杯のご発声により、一同、



挨拶・乾杯 太田恵淳世田谷山観音寺住職

英霊に対する献杯と一同の健勝、更なる活躍を祈念し、杯を上げて会を締め括った。

なお、慰霊祭終了後早速、実行委員全員が当顕彰会事務室に集合して反省会を開き、改善すべき点その他今後の運営について種々活発な意見交換を行い、今後のより良き慰霊祭の執行と、会の運営について努力することを申し合わせたことも、特筆に値することであつた。  
(飯田正能記)



反省会・実行委員会メンバー

## 天皇、皇后両陛下下、フィリピン行幸啓—戦没者の慰霊碑御参拝

天皇、皇后両陛下には、今年1月26日から30日まで5日間の日程で、国交正常化60周年を迎えたフィリピンを国賓として行幸啓された。両陛下の同国御訪問は、皇太子、同妃両殿下時代の昭和37年（1962年）、昭和天皇のご名代として、両国の親善に尽くされて以来2度目の、54年振りである。

1月26日夕、マニラに到着された両陛下は、空港でベニグノ・アキノ大統領らの歓迎を受けられた後、ご滞在先のホテルの庭で、現地で活動する青年海外協力隊員や戦後両国の親善に尽くした人々46名と親しく御懇談された。

27日には、マラカニアン宮殿での歓迎行事に臨まれた後、アキノ大統領と公式会見をされた。その後フィリピン独立の英雄ホセ・リサル記念碑への供花、タギタ市の国立英雄墓地「無名戦士の墓」への供花・参拝をされるなど、フィリピン人戦没者慰霊のために誠を尽くされた。同日行われた大統領主催の晩餐会では、両国間の長い友好の歴史に触れ、先の大戦における多くのフィリピン人犠牲者の上に思いを致さ

れ、今後の両国の友好親善と、比国の発展並びに比国民の幸せを心より祈念された（天皇陛下のお言葉の全文は後掲のとおり）。

翌28日、両陛下には、日本政府が昭和48年（1973年）3月、マニラの南東約100km、ラグナ湖の南、ラグナ州カリラヤに建立した慰霊碑「比島戦没者の碑」にも参拝され、戦没者慰霊の誠を尽くされた。戦没者の慰霊顕彰に寄せられる深い大御心の忝さに頭の下がる思いである。両陛下は、参列した約150名の遺族や戦友らの話に、予定の20分の倍以上の時間を掛けて親しく御傾聴になられ、その苦労を労われた。遺族や戦友らの感激はもとより、そこに眠る51万8000余柱の全比島戦没者の靈魂も、さぞ感動したことであろう。

フィリピンでの戦いには、日本軍約63万余名（陸軍約50万3600名、海軍約12万7400名）が参戦したが、戦没者は現在約51万8000名（約82%）と認定されており、大東亜戦争のどの戦域よりも多くの戦没者を出している。これら戦没者の御遺骨の内、収容帰還したものは現在14万8520柱（約29%）に過ぎず、約37万柱の御遺骨が現地に残されたままである。

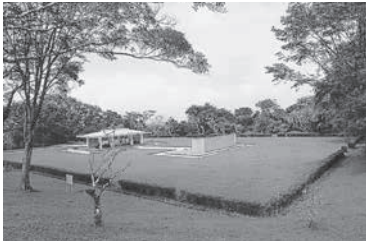
日本政府は、フィリピンにおける戦

いで戦没者を慰霊するため、前記カリラヤの国立慰霊碑「比島戦没者の碑」を建立するとともに、周辺に広大な日本庭園を造園してフィリピン政府に寄贈し、管理をフィリピン電力公社に委託した。筆者も平成22年10月、比島慰霊巡拝の折に参拝したが、極めて良好な状態で維持されている。ただ残念ながらマニラからはかなりの距離があり、交通不便のため、日本人参拝者は極めて少ないことである。周辺には、日本の援助で建設された水力発電所もあり、風光明媚なリゾート地として、現地の若者には人気があるのとことであった。また、戦友・遺族会等がその後カリラヤ墓地周辺に建立した慰霊碑で老朽化したもの、主宰者の不明なもの等は、美観や管理面から、公示の後、国立慰霊碑の周辺に集約して埋設されている。

比島作戦を通じて、現地フィリピンの民間人総犠牲者数は、110万人以上に及ぶと言われる。その中の最多なものは、マニラ市街地における戦闘によるもので、約1ヵ月の戦闘により、マニラ市街地は廃墟と化し、10万人以上の市民が犠牲になったと言われているが、その大部分は米軍の砲爆撃によるものであった。

比島作戦によって、現地フィリピン

人に与えた被害の最大のものは、食料不足による栄養失調、ないし餓死者で、決して豊かではない比島に、63万人も日本軍を投入し、無理な食料調達をやったため、フィリピンを大食糧難・飢饉に陥れたのが原因で、それまで親日的であったフィリピン人達を一気に反日ゲリラへと変貌させたのではないかと。かつて、フィリピンは、戦後の東南アジアにおいて最も反日的であると、言われたのは、大東亜戦争において、日本軍が圧制を敷き、残虐行為を働いたためでは決していないのである。かつては、戦後最も反日的であったフィリピンが、親日になつたのは、米軍の撤退以後、フィリピンでは歴史の再評価が起こり、大東亜戦争の意義、その捉え方が変わったこと、フィリピン再興のために、日本が莫大な資金を投じて、真摯な援助と指導を行ったこと、もともとアジア民族として、また、戦前あるいは占領前期に、現地民に対する施政、教育が見直されたこと等によるものと思われる。その最たるものが、ルソン島中部、マバラカットに、神風特攻隊の慰霊碑や神風神社等を建立し、毎年慰霊祭を執り行つてくださっている、同市当局の御芳志、並びにその原動力となり、特攻精神ないしは大



カリラヤ慰霊公園全景



カリラヤ国立慰霊碑と休憩所



国立「比島戦没者の碑」



供花を終え、遺族らに声を掛けられる天皇、皇后両陛下 (読売新聞より)



「比島戦没者の碑」に供花される天皇、皇后両陛下 (読売新聞より)

和魂を伝道し、愛国心、独立心の育成に努めてくださった故ダニエル・H・デイソンさんを始めとする多くの有志の方々のご御努力であらうと思う。

◇ (飯田正能記)

4月27日、フィリピン大統領主催の晩餐会における天皇陛下の御言葉

貴国と我が国との国交正常化60周年に当たり、大統領閣下のご招待によりここフィリピンの地を再び踏みますことは、皇后と私にとり、深い喜びと感慨を覚えるものであります。今夕は私どものために晩餐会を催され、大統領閣下から丁寧な歓迎のお言葉をいただき、心より感謝いたします。

私もが初めて貴国を訪問いたしましたのは、1958年12月、ガルシア大統領御夫妻が国賓として我が国をご訪問になったことに対する、昭和天皇

の名代としての答訪であり、今から54年前のことです。1962年11月、マニラ空港に着陸した飛行機の機側に立ち、温顔で迎えてくださったマカガル大統領ご夫妻を始め、多くの貴国民から温かく迎えられることは、私どもの心にも深く残っております。この時、カヴィテにアギナルド将軍ご

夫妻をお訪ねし、将軍が1898年、フィリピンの独立を宣言されたバルコニーに将軍ご夫妻と共に立ったことも、私どもの忘れ得ぬ思い出であります。

貴国と我が国の人々の間には、16世紀中頃から交易を通じて交流が行われ、マニラには日本人町もつくられました。しかし17世紀に入り、時の日本の政治を行っていた徳川幕府が鎖国令を出し、日本人の外国への渡航と、外人の日本への入国を禁じたことから、両国の人々の交流はなくなりまし

た。その後再び交流が行われるようになったのは、19世紀半ば、我が国が鎖国政策を改め、諸外国との間に国交を開くことになってからのことです。

当時貴国はスペインの支配下に置かれていましたが、その支配から脱するため、人々は身にかかる危険をも顧みず、独立を目指して活動していました。ホセ・リサルがその一人であり、武力でなく、文筆により独立への機運を

盛り上げた人でありました。若き日に彼は日本に1ヵ月半滞在し、日本への理解を培い、来る将来、両国が様々な交流や関係を持つであろうと書き残しています。リサルは、フィリピンの国民的英雄であるとともに、日比両国の友好関係の先駆けとなった人物でもありました。

昨年私どもは、先の大戦が終わって70年の年を迎えました。この戦争においては、貴国の国内において日米両国間の熾烈な戦闘が行われ、このことにより貴国の多くの人が命を失い、傷つきました。このことは、私ども日本人が決して忘れてはならないことであり、この度の訪問においても、私どもはこのことを深く心に置き、旅の日々を過ごすつもりであります。

貴国は今、閣下の英邁なご指導のもと、アジアの重要な核をなす一国として、堅実な発展を続けています。過ぐる年の初夏、閣下を国賓として我が国にお迎えてきたことは、今も皇后と私のうれしく楽しい思い出になっています。

この度の私どもの訪問が、両国民の相互理解と友好の絆を一層強めることに資することを深く願ひ、ここに大統領閣下並びにお姉上のご健勝と、フィリピン国民の幸せを祈り、杯を挙げたいと思います。

## 平成27年度回天烈士、回天搭載戦没潜水艦乗員追悼式に参列して

評議員 石井 千春

平成27年11月8日(日) 11時30分より13時まで、山口県周南市大津島の回天碑前において、標記の追悼式が執り行われ、当顕彰会を代表して参列させていただいた。当日の参列者は約200名、内御遺族と関係者は60名であった。

開会のことは、国歌斉唱、黙祷、回天顕彰会原田茂会長の式辞の後、自民党総裁、周南市長、呉地方総監部総監、山口県知事による追悼のことは(自民党総裁と県知事は代読)が述べられた。



回天碑

仁科関夫中尉「君が為」、黒木博司大尉「世辞」の献吟、参列者一同の献花、海上自衛隊第31航空郡と航空自衛隊第12飛行教育団による追悼飛行の後、男性合唱団メーソレイネが「回天追悼の歌」、「ふるさと」等を歌った。奉納

居合、大徳山太鼓「回天」保存会による「回天」演奏、回天顕彰会会長の挨拶の後、遺族代表挨拶を塚本悠策様が述べられた。兄上の塚本太郎中尉は、昭和20年1月9日、金剛隊伊号第48潜水艦に搭載して出撃し、ウルシー泊地に向けて回天に搭乗発進し、散華された。伊号48潜はその後、敵対潜掃討部隊と交戦し、沈没した。

追悼式の始まる前、筆者は、成瀬謙治中尉の遺品を回天記念館に納めた。成瀬中尉は、昭和20年8月1日、光

基地を出撃し、同月11日、沖縄海域で回天に搭乗、発進し、散華された伊号366潜の多聞隊長である。筆者は9年前に、成瀬中尉の後輩に当たる山田達雄様から、成瀬中尉の遺品を頂いた。山田様が亡く

なられてからは、然るべき所に納めたかと思っていた。その遺品は、手擦れた黒革の名刺入れで、出撃を目前にした成瀬中尉が、夕食後士官舎の部屋にきて「俺の形見に置いていくからな」と、山田様に手渡したものである。山田様は当時、大野姓の海軍少尉で(戦後山田姓に改姓された)、海軍兵学校時代から「極めてジェントルマン」な成瀬謙治上級生とは顔見知りであった。卒業後光基地で再会し、成瀬中尉の薫陶を受けた。昭和20年7月25日、多聞隊最後の出撃訓練の日には、成瀬中尉の回天に同乗した。

成瀬中尉は、昭和19年3月卒業の海兵73期生。艦隊勤務の少尉候補生時代に兵学校を訪れている。その時の様子を山田様と同期のある海兵74期生が、以下のように記している。

「：惨憺たる結果のマリアナ海戦に参加し、乗艦の呉入港の寸暇を割いての訪問であった。肩章の金モールもまぶしかったが、実戦を体験した海の男の凛々しさに見惚れた。(中略)ただ、談笑のうちに話題が戦局にふれると、その表情に暗い翳りの過ぎるのを見逃すわけにはいかなかった。いまにして思えば、そのころすでに特攻隊志願の決意を固めていたのではなからうか。」

回天要員として大迫の秘密基地に赴

くのは2ヵ月後の昭和19年9月、予科練の基礎訓練を指揮した。12月、新設の光基地に着任し、回天搭載乗員の厳しい訓練に精魂を傾ける。穏やかな風貌の中に不転の強い意志を宿す同期生のリーダーであった。1期下の74期生は、昭和20年3月末、卒業式当日の夜に光基地に着任する。先の74期生は、光基地での成瀬中尉の姿を以下のように記している。当時の基地の様子や隊員の心中も描かれているので、少し長く引用する。

「ここで図らずも成瀬少尉と再会した。夜おそく私室を訪ねた時、搭乗服を身につけたまま、熱心に射角表と取り組んでいる姿であった。「やあ、貴様も来たか」と優しい眼であった。長い一日の緊張と興奮で、私はすっかり上気していた。「早く訓練を積んで、成瀬少尉と一緒に出撃したいと思っています」――まるで指揮系統をわきまえないような稚拙な挨拶に、ただニッコリうなずかれた。

明ければ三十一日、回天特攻隊多々良隊の第三陣が、光基地から沖縄海域に向かつて出撃するのを見送った。何もかも初めての体験で、感激もひとしおであった。祖国のために確実に犠牲となる若者の壮途を、とても客観的な眼で眺めることはできなかった。強く



胸を締めつけられるような痛みが残った。

回天搭載の潜水艦が視界から消えるや、急いで魚雷調整場に行き、必死兵器回天とすぐに対面した。一切の妥協を拒む冷たい感触であった。感動で頬をこわばらせた候補生達は、搭乗員の基礎教育を受けるため、その日のうちに大津島基地に派遣された。(中略)

私が再び光基地に戻った時、成瀬中尉の表情には、やや憔悴の色がうかがえた。厳しい訓練もさることながら、

憂国の至情と内面的な悩みとの相克に、人知れず苦しんでおられたのではなからうか。(中略)「国を救うものは、大臣でも軍令部総長でもない。もちろん、自分のような長官でもない。諸子のごとく純真にして気力に満ちた若い人々である」―これはある提督の言葉だと聞いているが、成瀬中尉の一挙手一投足は、すべてこの自覚と気迫にあふれていた。苛烈な前線の空気を吸ったことのない、いわば甘い隊員にいらだつことも多々あったように思われる。

私が甲板士官を命ぜられた時、中尉は自分の生き方を省みるように、「兵学校出身の青年士官らしく率先垂範、部隊の先頭に立って突っ走れ」と諭してくれた。(中略)

出撃を目前に控え、回天・潜水艦の

協同訓練中のことであった。その日の訓練終了後、成瀬隊長が隊員たちに秋霜烈日の「修正」を加えているのを目撃した。その光景に接した同僚が、「この期におよんで、ああまで厳しくしないでいいではないか」と、冷酷さを指弾するような言辞を吐いたほどだった。「極限の状態では、強い軍人であれば任務の達成はおほづかない」と確信していた中尉は、つねにそれを念頭において隊員と精進してきたのである。(中略)

大事の前の摂生か、生まれながらの体質のためか、中尉は深酒をされなかった。白い美丈夫の肌は、少量の酒で桜色に変わった。だが、微醺を帯びては隊員の中に溶け込んで談笑し、論陣を張り、興に乗れば『予科練の歌』に合わせて踊るのがオハコでもあった。

ある壮行会の後、中尉はしみじみと語りかけてきた。「いま突然、特眼鏡に敵空母が大写しになり、突入の瞬間を迎えた時、この俺は一瞬たじろぐかも知れない。そして、もう一人の俺が成瀬の馬鹿野郎、修正が足りんぞ!と叱咤するのを感じる」と。

透徹した心境に達した人だけが語り得る言葉だと思った。基地内には『海ゆかば』や『同期の桜』の合唱が、潮

騒のようにどよめいていた。

いよいよ出撃を明日に控えた夜となった。恒例の訣別の宴の後、中尉の私室に押しかけて「ご武運を祈ります」と挨拶すると、「ありがとう。後を頼む」と言つて、一葉の写真を差し出された。出撃時の服装である第三種軍装をまとった最後の写真で、裏には墨痕あざやかに『清洲成瀬中尉』とサインしてあった。「俺の形見に置いていくからな」と、名刺入れを大野少尉に渡したのは、この夜であったか、数日前のことか。

出撃の朝、真夏の空からは氷雨が降った。



多聞隊伊366潜、前列中央成瀬謙治中尉

前年の秋、十一月八日、回天初陣の朝も冷たい小雨が降った。菊水隊長仁科関夫中尉は出撃日誌にこう記している。「大元帥陛下ノ御為ニ進ム道ハ只一条、今日ノ良キ日何故天ハ涙雨、吾等此ノ幸ヲ担ヒテ進ム」

「隊員は皆、棧橋近くに並んで見送ったのでしよう」。筆者は山田様に尋ねた。9年前の8月、お宅の庭に強い日差しが照りつけていた。「憶えてないね。朝、いなかったんだね」。前日の壮行会にも出なかった、と山田様は仰った。

第一分隊の分隊長だった山田様は、部下の隊員の考課表をつけていた。そのためメモ帳を見せてもらったことがある。ある頁に、潜水艦の絵があった。沖へ遠ざかってゆくのだろう、小さな影絵のような艦だった。

大野少尉は基地のどこで、あの潜水艦を見送ったのだろうか。

(引用文は、回天刊行会出版『回天』より近厚著「成瀬中尉と夏みかん」から引用した。)

## 平成28年度「旧海軍鹿屋航空基地特別攻撃隊戦没者追悼式」に参列して

副理事長 藤田 幸生

平成28年4月2日(土) 10時30分から、鹿児島県鹿屋市今坂の小塚公園で、「旧海軍鹿屋航空基地特別攻撃隊戦没者追悼式」が執り行われた。鹿屋市によって、毎年斎行されている特攻隊員の追悼式である。私は、今年の追悼式に、特攻隊戦没者慰霊顕彰会(以下「当顕彰会」という。)代表として参列した。今回の追悼式は、私にとって、特別のものとなった。

戦後70年目の昨年12月に、当顕彰会は『森丘哲四郎手記』(以下『手記』という。)を出版した。今回の参列は、その総まとめという意味があった。関係者である御遺族、実妹の名和まさえ様と姪のまどか様、それに東内(旧姓小林)治子様という3人の女性を、特別にご案内することになったからである。皆様、ご高齢の女性達であった。東内様は、哲四郎の『手記』に出てくる元お茶友達の女学生(当時15歳)で、好きだという気持ちを伝えることもなく、彼が一方的に好意を抱いていた女性であった。彼女は、杖を突く85

歳になっておられた。

追悼式の前に、少し『手記』のことについて述べておきたい。『手記』は、当顕彰会が、戦後70年の昨年、記念事業の一つとして、御遺族、裏千家千玄室大宗匠等関係者のご理解、ご協力を得て、出版したものである。内容、経緯等については、既に別途、会報『特攻』(第109号)誌上に紹介したとおりであるので省略する。『手記』出版後、各方面から多くの所見が寄せられている。その多くは、感動したという予想どおりのものであった。

実は、この『手記』を、御遺族が東内様にお届けし、読んでいただいたという。すると、東内様は、「今年の鹿屋の追悼式に、是非参列したい」と、希望されたという。自分が、想われていたことを、初めて知って、驚かれたのであろう。

事前に、京都在住の御遺族名和様と千葉在住の東内様、それに鹿屋の海上自衛隊第一航空群司令と調整を取って、4月1日〜2日の行動予定を決めていった。海上自衛隊鹿屋航空基地の後輩達に、大変お世話になった。感謝申し上げる。

追悼式前日の4月1日に、それぞれ移動して鹿児島空港で4人が合流、部隊が設定してくれたマイクロバスで鹿

屋市に入り、ホテル「さつき苑」にチェックインした。そのまま、史料館のある部隊を訪問し、市田章群司令に表敬挨拶、今回のお礼を申し上げた。

次に、海上自衛隊OB会会長である平田辰雄氏のご案内で、遺品を寄託してある航空史料館を見学した。特攻隊展示室の前に行くと、東内様は、サツと手を上げ、特攻像に拳手の敬礼をされた。昔の女学生の姿だった。哲四郎遺品展示コーナーの前に進むと、軍刀、茶碗、袱紗、日記帳を、食い入るように見詰めておられた。特に、袱紗には思い出が詰まっていたようだ。色褪せてはいたが、模様はしっかりしていた。その夜の、宿舎「さつき苑」での夕食

には、郡司令、首席幕僚、基地司令が出席してくれた。席上では、東内様の、元山(北朝鮮)、旧海軍元山航空隊時代の思い出話に、花が咲いた。「元山空」は、海軍零式戦闘機の部隊であった。

「思い出のお話」から

- ・部隊訓練のない休日に、戦闘機乗りの10人ばかりのお茶席で、哲四郎さんの隣の席に座ったことが、ご縁の始まりだった。15歳の女学生だったので、緊張した。ご一緒したのは、僅か三、四カ月の間の、主としてお茶のお稽古の時だった。

- ・「手が汚いね」と言われた。大きい哲四郎さんと、上下で睨み合った。元山は寒くて、手に油を塗っていないとひび割れして痛くなるから、油を塗っていたのだった。
- ・皆、大変明るかった。仲間が欠けると、暗くなった。
- ・母が「遊びにおいで！」と言ったら、哲四郎さんは、私の自宅に、仲間と毎週末、訪ねて来た。だから、木曜日になると、「次は、どこに案内しようか？」と、心配だった。
- ・両親は、哲四郎さんを、気に入っていた。私は、もう少し優しくしてやれば良かった。
- ・哲四郎さんの飛行技能は、上手だったようだ。何時も、行動は、リーダー的な存在だった。
- ・九大、東大、京大、早大・・・皆、胆力、頭脳、技術、性格の良い人が先に征った。

- ・元山空を離れて行く時、4機編隊で家の上空を何回も低く周回して飛んで行った。顔が見えるくらいだった。上空からも見えなと思う。
- ・人と人との関係の深さは、ご一緒した時間の長さではない!

- ・今回の追悼式には、今は亡き主人に、「森丘さんの慰霊祭に、行ってくるからね!」と言って出掛けて来た。来て、



夕食会の席で



向かって左より藤田副理事長、東内治子様、名和まさゑ様、名和まどか様

来れて、良かったと思う！  
追悼式は、翌2日、10時30分から小塚公園の慰霊塔前で執り行われた。式



慰霊塔への階段を登る東内様 他

場には、4人で早めに余裕をもって着いた。全国から、戦友、御遺族等が集い、地元関係者、部隊指揮官等も、例年どおり、沢山の人が集まって来ていた。今年も桜が咲き誇っていた。  
初めての東内様は、直ぐには着席されず、慰霊塔の建つ丘の下で、杖を突きながら涙ぐんで、塔を見上げておられた。私が「上に登ってみますか?」とお聞きすると「はい、是非!」とのこと。返事だったので、皆で登ることにした。1空群の監理幕僚にお願いして、東内様を後ろから支えてもらって登った。途中で何度か足を止めて、休みながら何とか塔の真下まで辿り着いた。空は晴れ、風もなく暖かく、追悼式として最高の日和だった。東内様は塔を見上



慰霊塔の銘板の名前を探す東内様(左)と名和まどか様(右)

げて、「あ、この空を・・・!」と口にされていた。側にある名前が刻まれた銅板に目をやり、「森丘哲四郎」の名前を探された。「昭和二十年四月二十九日第5七生隊」の中に、その名前を発見すると、「この空を翔んで征つたのねえ!」と言って、嗚咽されながら指で名前を撫でられていた。私も、思わず、目頭が熱くなった。その後、お線香を上げて、皆で一緒に階段をゆつくりと降りた。そして、3人は遺族席に、私は、当顕彰会の席にと、指定された席に離れて座った。群司令も、平田会長も、参列されていた。  
好天にも恵まれ、鹿屋市と海上自衛隊第1航空群が主体となって、慰霊飛行、儀仗隊、弔銃発射等、追悼式は整齐と執り行われ、格調高いものであっ



史料館内の特攻像前の東内様(左)と名和まさゑ様(右)

た。特に感動的だったのは、御遺族挨拶、同期生による献歌「同期の桜」であった。その中で、特別に取り上げられて、森丘哲四郎大尉の御遺族の紹介があり、『手記』の発刊と、この度の東内様の追悼式初参列の経緯が、詳しく説明され、参列者は感銘を受けていた。思い出深い、忘れられない追悼式となった。  
今回の追悼式は、各人にとって、いろいろな意味で、一つの区切りとなった。御遺族の名和様も、東内様も、お気持ちを整われたご様子であった。



森丘大尉の遺品の前の東内様(左)と名和まさゑ様(右)

## 第40回・平成28年度 都城市特別攻撃隊戦没者 慰霊祭に参列して

理事 笹 幸恵

平成28年4月6日、宮崎県都城市において執り行われた第40回「都城市特別攻撃隊戦没者慰霊祭」に、当顕彰会を代表して参列いたしました。

### 【概要】

都城市における特攻隊戦没者慰霊祭は、都城市長が会長である「都城市特別攻撃隊戦没者奉賛会」が主催し、城西飛行場から四式戦「疾風」の特攻第一陣（第一特別振武隊）が出撃し、戦死した日である昭和20年4月6日に合わせ、毎年この日に執り行われており、今年も第40回目になる。

戦没者数は、特攻隊員85柱（特攻戦死者79柱及び特攻以外の戦没者6柱）、掩護隊員64柱（特攻隊員となった者以



都城特攻振武隊「はやて」の碑

外の第百飛行師団61柱及び第四七戦隊3柱）の149柱である。

この地から特別攻撃隊として出撃したのは、第一特別攻撃隊を皮切りに、第六一振武隊、第六〇振武隊、第五七振武隊、第五八振武隊、第五九振武隊、第二六振武隊、第二七振武隊、第一七九振武隊、第一八〇振武隊で、17次にわたって出撃した。また、「特別振武隊」とは、掩護隊である第百飛行師団（第一〇一、第一〇二戦隊）から志願によって編成された特攻隊を指す。初めから特攻隊として編成されたのではなく、都城において、第一〇一、第一〇二戦隊の人員や飛行機を用いて急遽編成され、10名が沖繩に向かって飛び立っていった。

なお、慰霊祭の場所は、都城市の都島公園内にある特別攻撃隊戦没者慰霊碑「都城特攻振武隊『はやて』の碑」前で、この公園は旧陸軍墓地となっており、納骨堂が建設されている。都城が衛戍地であった歩兵第二三聯隊の関係者（宮崎県出身者のほか、全国各県出身者も含む）で、日支事変以後の戦没者の分骨を個人ごとに納め、昭和13年に建立されている。

参列者は遺族のほか、来賓の国会議員、県議会議員、市議会議員、商工会議所会頭、陸海空自衛隊関係者、戦友

会関係者等、合計140名であった。式次第は次のとおり。

### 開式

黙祷

祭文奏上 奉賛会会長（都城市長）

追悼の辞 陸士五七期生九州同期生会

世話人代表・福岡県偕行会

会長 菅原道之氏

献茶の儀 裏千家・淡交会宮崎支部都

城分会 長峯宗恵氏

献花来賓挨拶 都城市議会議長

陸士五七期生・宮崎県偕

行会員

平和へのメッセージ  
高城中学校生徒代表

遺族代表挨拶

第六〇振武隊遺族永田弘氏

### 閉式

### 【所感】

都島公園は、階段を上がると納骨堂まで桜並木が続いている。今年も既に散り始め、一部は葉桜となっていた。

慰霊祭が始まる前に納骨堂に参拝した。概要に記したとおり、ここには歩兵第二三聯隊戦没者の遺骨が分骨して納められている。日支事変が4992柱、大東亜戦争が3718柱、終戦以後が685柱といった具合である。祭壇には、四式戦「疾風」が描かれた大きなイラストの額縁のほか、知覧特攻

平和祈念館に展示してある第六〇振武隊の集合写真の写し等が置かれていた。

曇天の中、定刻どおり慰霊祭が開式となった。市の福祉課の職員が受付やマスコミ対応、進行などを担当しており、非常にスムーズに執り行われている印象を受けた。

池田宜永・奉賛会会長（都城市長）が祭文を奏上し、続いて福岡県偕行会会長の菅原道之氏が追悼の辞を捧げた。それぞれここに紹介する。

### 祭文

本日ここに、特別攻撃隊戦没者慰霊祭を挙行するにあたり、謹んで御霊前に申し上げます。

春夏秋冬とは巡り、今年も若草萌える季節の中、今日の慰霊祭を迎え、感慨ひとしおのがあります。

顧みますと、先の大戦が終わりを告げましてから、今年も七十一年目を迎えます。

苛烈を極めた戦いの中、軍人・軍属はもとより、徴用あるいは動員された学徒、その他多くの国民が尊い生命を失われ、また傷つかれましたことは、私たちにとりましても、永遠に忘れることの出来ない、深い悲しみであります。

特に、都城市内、東と西の両飛行場から出撃し、帰らざる死出の壮途（そ

うと)につかれました特別攻撃隊の勇士たち、その支援、掩護・誘導に当たられました掩護機の勇士たちの崇高なる心情を思うとき、深い感銘を覚えるとともに、哀痛の思い、胸に迫るものがあります。

これら、最愛の肉親を失われた御遺族のご心情を拝察いたしますとき、誠に痛恨極まりなく、お慰めのことばもありません。

戦後わが国は、ひたすら国の再建と発展に努め、平和と繁栄の道を築き上げて参りました。本市も恵まれた自然環境のもと、市民の皆様のたゆまぬご努力により、南九州の産業・経済・教育・文化の拠点都市として揺るぎない地位を築いて参りました。

そうしたなか、本市においては、本市が持つ三つの宝、すなわち、「農林畜産業」「地の利」「次世代を担う子どもたち」を輝かせるための施策を、引き続き積極的に取り組んでまいりました。また、「ふるさと納税」につきましても、市町村別で日本一となるなど「肉と焼酎のふるさと・都城」を全国の皆さんにPRすることができてきていると考えております。

今年度も、引き続き、本市の三つの宝を輝かせるための施策等に取り組み、本市の更なる発展のため、全身全

霊で取り組んで参る所存であります。

そして、一月一日、新都城が誕生して十周年を迎えました。

これもひとえに、英霊諸士の御加護と御遺族皆様方の御支援御協力のためのものであり、衷心より感謝の誠を捧げます。

さて、本日は、高城中学校の生徒代表の皆様も参列いただいています。戦後生まれが国民の多数を占めるようになった現在、戦争の記憶が次第に薄れつつあるのも事実であります。数多くの尊い犠牲と御遺族の今なお変わるこたのない深い苦しみ、悲しみを決して忘れることなく、悲惨な戦争を二度と繰り返すことのないよう、未永く後世に平和への誓いを語り継いでいかねばなりません。

霊魂遠く去りまして、今日の平和と繁栄の喜びを共に分かち得ないことは、残念に存じますが、私たちは諸士の残された祖国愛、郷土愛を引き継ぎ、わが国の恒久平和と繁栄・発展のために、なお一層の努力を続けて参りますことをここにお願い申し上げます。

今はただ、諸士の御霊がとこしえに安からんことを、また、在天の光として、今後ともわが国の繁栄と平和を見守り給うことを念じ、併せて、御遺族の皆様方並びに御参列の皆様方の御健

勝・御多幸を祈念いたしまして、追悼のことばといたします。

平成二十八年四月六日

都城市特別攻撃隊戦没者奉賛会

会長 池田 宜永

### 追悼の辞

平成二十八年度 都城市特別攻撃隊戦没者慰霊祭が行われるにあたり、この都城より特攻に発進され、或いはその掩護の任に当たられて亡くなられた方々に対し、当時共に戦ってきた陸士五十七期生の同期生及び戦友として、謹んで追悼の辞を申し上げます。

思えば昭和十六年十二月、迫り来る米・英・蘭の重圧に対して毅然として自存自衛に立ち上がったのがあの大東亜戦争でありました。

当初は破竹の勢の進撃でありましたが、昭和十七年六月、海軍のミッドウェイ作戦において敵の三倍の優勢で攻撃を始めたにも拘わらず、不運により大惨敗したのを転機として、次第に攻守の立場が逆となり、アッツ島やペリリュー島・サイパン・硫黄島等と玉砕が続くようになり、遂に昭和二十年四月一日には、敵は大艦隊の掩護のもとに沖縄本島に上陸を開始するに至りました。ここにおいて海軍は反撃する艦艇も乏しい為、遂に一機必中の特攻戦法を採るに到りました。陸軍において

もこれに呼応して友軍の急を救うべく、敵艦へ必殺の航空特攻を始めるに至ったのであります。

本土各地から、或いは遠く満洲・支那戦線からも連日空の勇士が二百五十キロの重い爆弾を吊した不自由な操縦をし乍ら、更に敵機・敵弾をくぐり抜けての特攻が繰り返されたのでした。

ここ都城からは所在していた第百飛行師団から第一特別振武隊が編成されて、昭和二十年四月六日、つまり七十一年前の本日、西飛行場から出撃して沖繩近海の敵艦隊に突入されました。

続いて計十隊・十一次・総計八十五名の方々が、その当時は最新鋭の戦闘機であり、「疾風」(はやて)と呼ばれた四式戦で次々と特攻され、これを掩護する各戦隊からも計六十四名の尊い戦死者が出られました。この事は決して忘れる事は出来ません。

各特攻隊長は、陸軍の伝統通り、現役の士官であるわが陸士五十七期生が多く、若く優秀な隊員共々すべて二十歳代前後の前途有望な青年であり、国の為に家族の為にと身を挺して、この難局に立ち向かわれたのであります。

その熱烈な行動力と崇高な精神とはいつの世までも日本人の心に、そして世界の心ある人々に深い感動を与え続

けるものであります。

貴方がたのお蔭で得た、戦後日本の輝かしい復興と平和の七十一年であります。ひるがえって世界の現状を見るに、中東では戦乱が続き、更にアジアでも支那・朝鮮等からの謂われ無い攻勢も受けて居ります。私共はこの苦難も克服せねばなりません。

その底流にあるのは、厳として日本を守るという貴方がた勇士の特攻精神に通じるものであると存じ、感謝申し上げると共に在天の英霊が安んじられる事をお祈り致します。

終わりにりましたが、当奉賛会を組織され、慰霊顕彰をして下さる都城市役所及び市民の方々に、私共は軍人として且つ陸軍士官学校の会である偕行会としても感謝し御礼を申し述べると共に、今後共宜敷く御願ひ申し上げます。次第であります。

平成二十八年四月六日

合掌

陸軍士官学校

陸軍航空士官学校

第五十七期生会代表

兼福岡県偕行会会長 菅原道之

◇ 献花は、遺族から順に行われたが、出撃日順に、所属した隊と戦没者氏名が読み上げられてから、ご本人の名前が呼ばれていた。些細なことだが、こ

れはとても細やかな気配りではないかと思う。他の参列者にもどの隊の遺族なのか伝わりやすいし、何より戦没者が一人の名前を持った個人として浮き彫りになる。遺族にとっても、また新たに戦没者を偲ぶよすがとなるのではないか。

長年参列している方によると、都城市の特攻隊戦没者慰霊祭はこじんまりしているが、とても丁寧に行われているとのこと。歩兵部隊の衛戍地だったことも影響しているのかもしれない。

続いて、平均年齢90歳以上の陸士57期同期生会の皆さんが「陸軍士官学校校歌」及び「同期の桜」を熱唱した後、彼らより80年も後に生まれた中学校の生徒たちが「平和へのメッセージ」を読み上げた。「なぜ戦争が起きたのか、私にはまだ答えはわからないけれど、これから一生懸命に勉強していきたい」という内容だった。こうした機会に、地元の子供たちに少しでも特攻隊の存在と、彼らの思いを知ってもらえたらと願うばかりである。

式典終了の際、近くの都城歴史資料館の案内があった。慰霊祭参列者は無料とのこと。歩いて15分ほどの城山公園内にある。お城のような外観の建物が資料館となっており、「都之城址」

として市の文化財に指定されている。

フロアの一角に特攻隊や戦争関係の遺品、空襲の様子等が展示されており、特攻隊員の遺書や寄せ書きなどもあった。

「小飛ハ飛行弾ナリ 必ず當ル」

「一命を捨て萬命をとる」

「轟沈」「必中」

「七生報国」・・・

寄せ書きの字はどれも達筆で、とても20歳前後の若者とは思えなかった。展示スペースは小さいものの、四式戦の車輪や飛行服などもあり、また、特攻出撃の概要がコンパクトに紹介されている。特攻慰霊碑にお参りしたら、是非続けて訪れていただきたい場所である。



左手が慰霊祭会場。正面に見える建物が納骨堂



都城歴史資料館



「陸軍士官学校校歌」を熱唱する陸士57期生

朝鮮出身特攻隊員

—15名の戦没者は何を

思って散ったのか—

評議員 飯田 正能

故名越二荒之助先生の名編著になる

『日韓共鳴二千年史』(ヨゼフ・ロゲン  
ドルフ賞受賞作)の第五部「大東亜戦  
争・朝鮮への鎮魂」の七、「特攻戦死  
した朝鮮人の悲願—十五人の戦没者は  
何を思って散ったのか」によると、フイ  
リピンでは万朶隊の近藤行雄伍長(昭  
和19年11月25日戦死)、松井秀雄伍長  
(19年11月29日戦死)、勤皇隊の林長守  
軍曹(19年12月7日戦死)の3名が、  
沖繩航空戦では誠第41・扶搖隊の大河  
正明伍長(韓国名・朴東薫、20年3月  
29日戦死)、飛行第66戦隊の高山昇中  
尉(韓国名・崔貞根、20年4月2日戦  
死)、誠第32・武克隊の結城尚弼少尉(韓  
国名・金尚弼、20年4月3日戦死)、

第106振武隊の河東繁伍長(20年4  
月16日戦死)、第88振武隊の平木義範  
曹長(韓国名・李允範、20年4月22日  
戦死)、第77振武隊の木村正碩伍長  
(20年4月28日戦死)、第51振武隊の光  
山文博少尉(韓国名・卓庚鉉、20年5  
月11日戦死)、第431振武隊の広岡  
賢哉伍長(20年5月11日戦死)、金田

光永伍長(韓国名・金光永、20年5月  
27日戦死)、飛行第20戦隊の石橋志郎  
少尉(20年5月29日戦死)、第113  
振武隊の清原鼎実伍長(韓国名・韓鼎  
実、20年6月6日戦死)の11名が、そ  
れに、昭和20年5月29日の深夜御前崎  
上空を通過中のB29大編隊の先頭機に  
二式双発複座戦闘機「屠龍」を駆って  
体当たり攻撃を敢行して戦死した河田  
清治少尉(韓国名・盧龍愚)を加えて  
15名の朝鮮人が特攻戦死したとされて  
いる。判明した15名は全員日本名を称  
していたので、正式の韓国名が分から  
ない者もある。もとより日本陸軍では、  
「其の武功真に抜群にして其の忠烈は  
全軍の亀鑑たり」として、感状を授与  
して全軍に布告、いづれも二階級特進  
の榮譽をもって応えた。

彼らは全て学歴も高く、言わば若者  
達のエリートであった。その背景とし  
て、昭和18年(1943年)10月2日  
に「在学徴集延期臨時特例に関する勅  
令」が施行され、文科系高等教育諸学  
校在学生の兵役徴集延期が廃止され、  
いわゆる学徒出陣となった。そして、  
同じくこれまで徴兵を免除してきた朝  
鮮の青年達に対しても徴兵制が実施さ  
れ、飛行兵にも採用されるようになった。  
少年飛行兵や特別操縦見習士官(特  
操)がそれである。知覧基地から出撃

の前後、鳥濱トメさんの富屋食堂で母  
国の歌アリアンを歌ったという光山文  
博少尉(韓国名・卓庚鉉)のことは余  
りにも有名であり、当顕彰会の会報『特  
攻』にも何度か掲載したが、特に平成  
20年8月発行の第76号には、「朝鮮出  
身特攻隊員の碑 日本女性が故郷に建  
立」と題するエピソードも紹介されて  
いる。また、高山昇中尉(韓国名・崔  
貞根)のことについても、ソウル在住  
の実弟・崔昌根氏が度々来日し、当顕  
彰会主催の特攻隊合同慰霊祭にも参列  
しておられ、関係記事が、平成20年5  
月発行の会報『特攻』第75号及び前記  
第76号にも掲載されている。

当時、彼らが何を思い、如何なる決  
意の下に特攻を志願し、散っていった  
のか、二、三の例を前記書籍等の中か  
ら紹介したいと思う。

【朝鮮の魂と独立への道】

○金尚弼少尉(日本名・結城尚弼、誠  
第32・武克隊の九九式襲撃機第5編  
隊長として、昭和20年4月3日、宮  
崎県の新田原基地を出撃。沖繩西方  
洋上の米艦船群に突入して散華し、  
二階級特進して陸軍大尉となった。)

金少尉は、大正9年、朝鮮平安南道  
(現在は北朝鮮)に生まれ、昭和18年7  
月、京城(ソウル)の私立延禧(えんき)  
を卒業して航空兵を志願し、陸軍特別

操縦見習士官の選考試験に合格した。  
朝鮮出身者の場合は、日本人以上に厳  
しい選考であったが、彼は知力、体力、  
気力の全てにおいて優れていたため、  
同校からはただ一人の合格者であった。

同年9月、熊本県の大刀洗陸軍飛行  
学校隈之庄分校に入校し、特別操縦見  
習士官第一期生となった。間もなく休  
暇で朝鮮に帰った折、彼は母校を訪問  
した。辛島驍(さし)校長の勧めで学生の前  
に立った金は、多くを語らず、「俺に  
ついてこい」と言うなり上着を脱いで、  
坂や林のある20万坪の校庭を約1時間  
にわたって走り続けた。在校生だけで  
なく、教職員も一緒になって彼の後に  
続いた。これが契機となって校内には  
「やればできるのだ」という気概が漲  
り、士気も大いに上がったという。

その後、金は在校生から兄のように  
慕われ、慰問袋や慰問文が彼の元に届  
き、彼も近況報告や「一人でも多く自  
分の後へと続かせて下さい」という後  
輩への思いを綴った便りを何度も送っ  
たという。このため、同年10月に学徒  
兵徴募の措置が採られた時、「結城(金)  
に続け」という気持が校内で自然に  
盛り上がり、志願者が日増しに増えて  
いき、翌19年には、金の願い通りに、  
母校から5名の特別操縦見習士官の合  
格者が出たという。喜んだ金は早速、

辛島校長宛に「・・・実に嬉しく演習疲れもいつか忘れましました。私はきつと立派に戦い、自分の後に来る者達に、血潮を空に、愛機と共に吹きまきて、彼らの先輩としての教えを明らかにしてやりたく胸一杯です」という手紙を送っている。

彼自身も、技量、精神共に日本人に絶対負けないとの覚悟で一所懸命に努力し、操縦は同期のトップ、柔道は3段、剣道も突きが得意と、日本人以上の将校としての力量を備えていった。しかも温厚な性格で、皆に大変好感を持たれていた。

彼が満洲・緩中の第23教育飛行隊に配属されていた時のこと、隊内の演芸会で「私は朝鮮出身です。少しアクセントが違いますが、日本の歌を歌います」と言うと、隊員からは「アリアンを歌え」「そうだ、そうだアリアンを聞かせてくれ」との声が上がり、金が「では、母国の朝鮮語で歌います」と言っ歌い、終わると拍手喝采の嵐が起こったという。

その後金は、満洲の敦化の飛行隊に移り、昭和20年2月11日、満洲・新京の第二航空軍で二つの飛行隊が編成された時、特攻隊に志願し、誠第32飛行隊に配属された。そして、家族との最後の別れとなる2月25日に、平壤の旅

館で兄の金尚烈と会い、それまでも日本軍の将校となることに反対していた兄に、特攻隊員となることを強く反対された、逃亡するように懸命な説得を受けたが、金は自分の思いを率直に、次のように申し述べたという。

「自分は朝鮮を代表している。逃げたりしたら、祖国が笑われる。多くの同胞が、一層の屈辱に耐えねばならなくなる。・・・僕は日本人になり切つて日本のために死のうとして欲しいではありません。そこをよく解つて欲しいのです。お父さんとお兄さん、この二人の意志を継ぐために、日本を勝利に導いて、その暁に我々の武勲を認めさせて独立に持つてゆくことなのです。大東亜共栄圏として、ビルマ、インドネシア、朝鮮、みな独立の道があるはずです。日本が強くなればなるほど、地下の独立運動は無力となりますから、それより日本に協力して独立を勝ち取る、その方が確かだと思つたのです。日本人が憎くない、というところ



光山文博少尉

嘘になりますが、僕は少年兵出身の部下を連れてゆきますし、今日一緒に来てもらつた佐藤曹長からは、親身の整備をしてもらいました。戦友や部下たちとは、一心同体であり、民族のしこりや壁はありません。・・・民族の魂は売り渡していません。朝鮮の魂で頑張つてきました。僕の考えはきつと御先祖様も許して下さると思うのです」。それから1ヵ月余を経た昭和20年4月3日、金は第5編隊長として小林勇第2編隊長と共に宮崎県の新田原基地を攻撃し、沖縄西方洋上の敵艦船群に突入、特攻散華し、24歳の若さで生涯を閉じ、二階級特進して陸軍大尉となつた。

#### 【一旦、建立された帰郷祈念碑】

○卓庚 鉦少尉（日本名・光山文博、タクキョウシロ）  
第51振武隊隊員として昭和20年5月11日、第7次航空総攻撃のため、合計13の振武隊80機と共に攻撃。沖縄飛行場西海面の米艦船群に突入して散華し、二階級特進して陸軍大尉となつた。

光山文博こと卓庚鉦少尉のことは、前述のように、出撃前夜、鳥濱トメさんの富屋食堂で、アリアンを歌つた特攻勇士として余りにも有名である。光山少尉に関する記事は、会報『特攻』にも幾度か掲載した。

彼は、大正9年、朝鮮・慶尚南道泗川

郡に生まれ、立命館中学から京都葉草専門学校（現京都薬科大学）に進み、昭和18年に卒業後、同年10月、陸軍特別操縦見習士官（第1期生）となり、大刀洗陸軍飛行学校知覧分校に入校し、翌19年10月に卒業して陸軍少尉に任官、翌20年3月、明野陸軍教導飛行師団で編成された第51振武隊に所属、防府飛行場から知覧飛行場に進出し、5月11日の第7次航空総攻撃に際し、隊員7名の一員として午前6時33分、僚機と共に一式戦闘機「隼」に搭乗して知覧より出撃、沖縄飛行場西海面の敵艦船群に突入、散華された。24歳であつた。

彼の母は、出撃の前年、昭和19年に亡くなつている。彼は出撃前に次のような和歌を遺している。

たちねの 母のみもとぞ  
偲ばるる 弥生の空の朝霞かな

戦後、彼の郷里に慰霊碑（帰郷祈念碑）を建立しようとした若き日本人女性のこと、会報『特攻』（第76号・平成20年8月発行）にも掲載されている。

女優の黒田福美さんである。長年にわたる調査・検討の後、彼の本名である「卓庚鉦」の名を刻んだ慰霊碑を彼の郷里に建立しようと決意し、日韓関係の難しい中、日韓友好のため、身を挺して奔走し、彼女の熱誠が、日韓





警官隊の阻止線の前で黙祷する黒田さん  
その後ろは洪鐘必教授

双方の有志・要人の心を動かし、多くの支援を得て、著名な韓国人彫刻家・高承観氏の制作した彫像を、彼の故郷・泗川市の市長から提供を受けた泗川市大浦マウル体育公園内に、平成20年5月、彼の命日の前日である10日に、除幕式と慰霊祭を行うべく万端の準備を整えたが、その後、反対派・反日団体の強硬な阻止行動に会い、当局の勧告により、無念の涙を飲んで除幕式を断念した。慰霊碑（帰郷祈念碑）はその後解体された。

卓庚鉉大尉は、今、郷里の墓に両親と一緒に眠っている。故人の父親は、墓碑に「日本陸軍軍大尉」と刻んだ。**【幻に終わった光山文博大尉顕彰碑】**

光山文博こと卓庚鉉大尉の慰霊顕彰碑については、もう一つの秘話が残されている。それは、長崎県大村市に住む光山稔氏の、顕彰碑建立への奮闘の記録である。

光山稔氏の家は、長崎県大村市で、自動車の修理販売を手掛けていたが、氏は終戦時中学2年生で、特攻出撃の悲壮さが忘れられなかった。しかも、出撃したのは光山氏と同姓の朝鮮人・光山大尉であった。彼は急に近親感を覚え、韓国の遺族を捜した。

そのうちに昭和59年5月、結城尚弼（韓国名・金尚弼）大尉の兄が、知覧の元基地跡に建てられた「特攻平和観音像」前で行われる追悼式に招かれて



夕方5時半過ぎ、やっとシートを取り、帰郷祈念碑と対面。上部は八咫鳥をデザインしたものの



両親と一緒に眠る卓庚鉉大尉の墓。故人の父は墓碑に「日本陸軍軍大尉」と刻んだ。

いることを知り、氏も参列して冥福を祈ったが、その後、特別操縦見習士官3期生の朴炳植氏（特攻出撃待機中に終戦）から、光山大尉の墓は、慶尚南道泗川郡西浦面にあり、両親と一緒に眠っていることを知らされた。氏は単身韓国に渡り、墓参りをした。

氏はその後、現地に顕彰碑を建てることを思い立った。それに対し、光山大尉の出身地に近い馬山市の実業家であった前出の朴炳植氏が、協力を申し出た。顕彰碑を建立する場所は、墓地から600mの所で、国道沿いにあり、日本人観光客の目にも触れることを考えたのである。面積は400坪、公園風の場所の一角を石と鎮で囲み、中央左に忠清南道産の黒石（高さ2.5m）

を使い、それに「故卓庚鉉顕彰碑」と刻み、中央右に日本語と韓国語と英語で趣意を書いた副碑を建てる。その碑文は、〈阿 阿 日本陸軍軍大尉アリラン、カミカゼ、パイロット、光山文博（卓庚鉉 TAK GYEONGHYEON）君よ。今、君の偉大な功績は日韓親善に燦然と輝いて、とはに消えない。君の熱烈な忠誠と尊い犠牲の上に築かれた両国の平和と繁栄をとこしえに、おみちびき下さい。〉

この地に生まれた君は、やはりこの地の森でお眠り下さい。光山 稔

というものであった。「軍」とは、大尉が出撃する時、搭乗した陸軍戦闘機の名前であり、「日本陸軍軍大尉」は、父英太郎氏が故人の墓碑銘に刻んだ呼称であった。

氏は昭和60年9月、全斗煥大統領が来日するまでには建立を終えて、除幕式も済ませる予定であった。ところがこの計画が、韓国のマスコミの知るところとなった。碑文が特攻隊賛美に繋がるとして猛反対が起こった。そこで、碑文を次のように改めた。

〈嗚呼 卓庚鉉（光山文博）君 南海の黎明に空高く飛び立ち、勇姿再び帰らず。時に昭和二十年五月十一日。平和の礎を



ウルにいる日本の新聞記者にそれとなく知らせました。A新聞の記者が早速、小学校長を取材しました。校長は、記者を桜の木の下に案内しました。すると、記者は、『日本の軍国主義が、御主人をダマして申し訳ないことをしました』と言ったのです。いつも謙虚な校長でしたが、『ダマした』という言葉には激怒しました。『私の主人はダマされるような人ではありません。自分の意志で出撃したんです。ダマされたというのは、人間に対する侮辱です。取材はお断りします』と言われた」ということです。

**【朝鮮人特攻隊員の真情】**

名越二荒之助先生は、次のように述べておられる。

「特攻隊員として亡くなった15人の朝鮮人は、なぜ尊い命を自ら進んで捧げたのでしょうか。断定することは慎まねばなりません。思い出すのは、ヨーロッパ戦線に参加して勲功を立てたアメリカの日系人たちのことです。彼らは、日米戦争が勃発して悩みました。しかし米国民である限り、戦争には参加しなければなりません。彼らは戦争に参加して目覚ましい働きをすることによって、日系人の社会的地位を高めようとしたのです。彼らは志願兵となり、あるいは徴兵に応じ、主としてヨーロッパ戦線で活躍しました。

サダオ・ムネモリ(旨森定男) 1等兵のごときは、イタリアのジョルジア山争奪戦の時、敵の投げた手榴弾を身体ごと受け止め、自分は自爆しながら味方を救いました。身を殺して戦友を助けた働きは特攻精神にも通じます。彼は最高の議会殊勲賞を授けられ、上等兵に進級、現在、ロサンゼルスには高さ10mもある塔の上に、等身大の像が建てられ、その栄光が讃えられています。そのほか日系人で編成された四四二部隊の活躍は目覚ましく、戦後アメリカで日系人の社会的評価が一段と上がりました。

朝鮮人が特攻隊を志願したのは、朝鮮人の心意気を示すことによって、日本における同胞の社会的地位を高めたという悲願があったのではないのでしょうか。彼らの胸中にはいつも、祖国朝鮮を代表しているという誇りと気概があり、日本人には負けないという自負心がありました。そして、東亜を解放することによって、朝鮮民族の独立も達成するという尊い悲願がありました。彼らは日本に統治されるという現実の中で、多くの辛く悲しい体験をもったことでしょう。しかし一死以て大東亜戦争に殉じたその決意の背景には、一命と引き換えても悔いのないこ

の戦争への堅固な信念と、日本への厚い信頼があったものと思われまます。

昭和20年3月29日、18歳の若さで沖繩特攻に殉じた朴東薫(日本名・大河正明)の家庭は、戦後、ソ連軍による財産没収や朝鮮戦争、親日派としての経歴から多くの辛酸をなめました。が、父親は生前、『日本という国は決して悪い国ではない。特攻で死んだ者の家族に対して責任を持つ国だ』と言っていたそうです。

**「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の成立に感あり—付同法全条文**

評議員 飯田 正能

戦没者の遺骨収集を「国の責務」と位置付ける「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(第189回・衆第40号)(略称「戦没者遺骨収集推進法」)が、3月24日の衆議院本会議で、全会一致により可決、成立し、平成28年4月1日から施行されることとなった。本法案は議員立法によるものである。

同法は、平成28年度から9年間を集中実施期間として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に行うよう国に求めるものである。

同法の骨子は、戦没者の遺骨収集を

国の責務と規定し、前記集中実施期間のほか、遺骨収集の基本計画の策定、遺骨収集に必要な情報の収集・分析の推進、遺骨の鑑定、遺留品の分析を行う体制の整備、厚生労働省と外務省、防衛省等が連携して事業を実施すること、収集場所となる相手国政府の協力を求めるよう努力すること、事業を実施する法人の指定に関する事項等である。

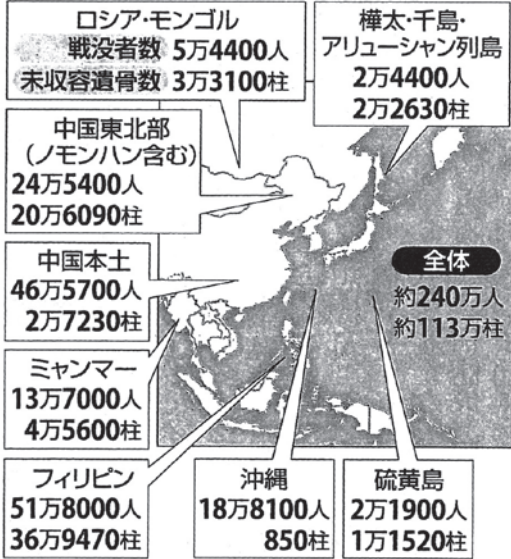
厚生労働省によると、海外や沖縄、硫黄島での戦没者、シベリア抑留で亡くなった軍人・軍属約240万人のうち、遺骨が収集できたのは、約127万人分、国は、昭和27年度から収集を始めたが、今も約113万人分が収集されていない。そのうち、海没した約30万人分と、外交上の理由で収集が難しい約23万人分を除いて、今後の収集対象は約60万人分とのことである。

同法によれば、収集事業を担当する厚生労働省とは別に、指定法人を実施部隊として活用することを規定し、今後は、同省の担当職員約60人に加え、法人のスタッフ数十人が加わる見込みで、年間20〜30回だった現地への派遣回数も1.5倍程度に増えることが期待されるという。

兎にも角にも、同法が多数の国会議員の発議により、全会一致で可決、成

## ◆国内外の主な遺骨収集状況

※2月時点。厚生労働省の資料を基に作成



立したことは喜ばしい。当然のことながら、国の責務において、あらゆる情報の収集に努めるとともに、今後の効果的な事業推進に期待したい。

借行社の慰霊援護委員を始め慰霊各団体の慰霊顕彰業務に携わってきた筆者にとって誠に感慨深いものがある。

思えば、当時筆者は借行社理事を務めていたが、平成21年4月20日の参議院決算委員会における衛藤晟一議員（自由民主党）の質問に対して、当時の外添要一厚生労働大臣（現東京都知事）が、国の責任として遺骨を収集する、民間団体の参画に支援も行いたい、また、軍人墓地の管理については、関

係省庁と連携しながら、国の責任としてきちんと管理をしていきたい、と答弁したことが始まりであった。

当時、財団法人の借行社と特攻隊戦没者慰霊平和祈念協会、及び大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会の各会長を務められていた故山本卓貞会長と前出の衛藤晟一参議院議員、及びアルピニストの野口健氏（祖父野口省己氏は第56師団参謀としてビルマ作戦に参加）による対談記事「なぜかくも英霊の思いは忘れられ、踏みじられるのか」も産経新聞社発行の月刊誌『正論』7月号に掲載された（前記参議院決算委員会における衛藤晟一参議院議員の質問と答弁の要旨及び月刊誌『正論』掲載の対談記事の一部は、平成21年8月発行の当顕彰会会報『特攻』第80号に掲載）。筆者の思いも全く同じであった。当時、戦没者の遺族援護を担当する部署の名称に、地方自治体によっては「援護・ホームレ

ス対策グループ」と明記するところもあって、会長共々大いに悲憤慷慨し、国のため散華された英霊に対する敬意や感謝、追悼の念を喚起する必要性を痛感し、慰霊顕彰事業推進への決意を新たにされたものである。

次いで、国の責任において戦没者の遺骨収集を具体化する契機となったのは、平成22年12月14日、当時の菅直人総理大臣が硫黄島を訪れて遺骨収集の現場を視察し、追悼式を行った後、政府の硫黄島遺骨収集特命チームを発足させ、平成23年度の関連予算の大幅増額を決定したことによるのであるが、その直後に発生した東日本大震災の対応に追われ、派遣団員の公募を始め、具体的事業の発足が遅れ、漸く平成23年末から実施されることとなった。

で慣れていたし、体力、気力に自信もあつたから、率先して精一杯活動し、若い団員からも信頼され、賞賛されたことは、生涯の忘れ難い思い出となつた、貴重な体験であつた。

ところが、山本卓貞会長が、その年の1月17日、急逝された。特攻隊員を始め戦没者の慰霊顕彰事業推進の大黒柱であり、誇りある国づくり、人づくり運動の中核であつた会長を失つたことは痛恨の極みであつた。

しかし、その前後に特攻協会も借行社も慰霊団体協議会も、それぞれ公益財団法人に認定され、新たに慰霊顕彰事業を始めとする公益的活動に乗り出すこととなった。更に、安倍晋三内閣の活躍もあつて戦没者の遺骨収容帰還事業が一步前進することとなった。

筆者も借行社の慰霊援護委員として、真つ先に手を挙げて応募し、平成24年2月6日から15日まで10日間の日程で、政府派遣硫黄島遺骨帰還平成23年度第2回特別派遣団総勢55名の一員として参加した（詳しくは、平成24年5月発行『特攻』第91号掲載の「3月10日と3月11日」と題する筆者の執筆記事を参照されたい）。最高齢の団員（当時84歳）であつたが、スコップなどを使つての土掘り作業などは、その年まで陸士61期「そばの会」の畑作業

と云つても、戦後71年を経過し、戦友その他の関係者、現地住民の戦争体験者等の生存者は少なく、高齢化し、御遺骨も風化して土に戻りつつある現状からして、極めて困難な事業となろう。政府の責任で行う以上、強力な外交ルートを通じるなどして最大限の情報収集や関係国、現地住民との信頼関係の構築その他あらゆる努力を傾注し、関係各省庁の連携を密にし、機動力を発揮することが必要であらう。そ

して何よりも、御遺骨は物ではない、国のために尊い命を捧げた英霊として、敬意と感謝と追悼の心を持つて奉仕することが肝要であろう。

（第一八九回・衆第四〇号）

### ○戦没者の遺骨収集の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦（昭和十二年七月七日以後における事変を含む。以下同じ。）により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以

外の地域において死亡した我が国の戦没者（今次の大戦の結果、昭和二十年九月二日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。）の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいう。

（国の債務）

第三条 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。

2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成三十六年度までの間（第五条第一項において「集中実施期間」という。）を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

3 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たっては、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長との連携協力を図るものとする。  
（財政上の措置等）

第四条 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（基本計画）

第五条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うための計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

6 第三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（情報の収集等の推進）

第六条 国は、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集、整理及び分析を推進するため、国内外の施設等において保管されている関係する文献の調査その他の情報の収集を行うために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係国の政府等の理解と協力）

第七条 国は、本邦以外の地域における戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集及び戦没者の遺骨収集の円滑な実施を図るため、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

（戦没者の遺骨収集の計画的かつ効果的な実施）

第八条 国は、今次の大戦において戦闘が行われた地域その他戦没者の遺骨収集が行われるべき地域について、その地域の状況に応じ、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するものとする。  
（鑑定等に関する体制の整備等）

第九条 国は、戦没者の遺骨収集により収容された遺骨について、当該遺骨に係る戦没者の特定を進めるため、遺骨の鑑定及び分析に関する体制の整備及び研究の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(指定等)

第十条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十一条 指定法人は、次に掲げる業

務を行うものとする。

- 一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。
- 二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(事業計画等)

第十二条 指定法人は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本計画の内容に即して定めなければならない。

3 指定法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支計算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務若しくは財産

の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十四条 厚生労働大臣は、指定法人の業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告を

し、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

2 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四百号の次に次の一号を加える。

百四の二 戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること。

第四条第一項第五百号中「旧陸海軍」を「前号に掲げるもののほか、旧陸海軍」に改める。

「戦没者遺骨収集推進法」の成立に思うこと  
 — 現地調査活動を通して知り得た遺骨帰還事業の実態と今後の課題 —  
 理事 笹 幸恵

一 はじめに

戦没者の遺骨収容を進める「戦没者遺骨収集推進法」が、3月24日に衆議院本会議で、可決、成立した。遺骨帰還事業を「国の責務」と明記し、今後9年間を集中実施期間として、計画的かつ効果的に推進するための措置を講ずるとしている。まずは法案成立に尽力された方々に心から感謝申し上げたい。私はこれまで、日本軍が戦った地を巡り続けてきた。最初は太平洋の島嶼を中心に慰霊のために出掛けていたのだが、そこで幾度となく遺骨を目にした。密林内で、あるいは現地の民家の軒下で、あるいは観光客の見せ物となって。これが国家のために命を賭して戦った将兵の末路かと思うと、愕然とした。怒りと悲しみが同時に込み上げてきた。戦没者の存在を忘れ、彼らの尊厳を守ることさえしなくなった国

が今の日本かと思うと、情けなくて仕方がなかった。そして、自分でも何かできることはないかと、実際にガダルカナル島で遺骨調査活動を始めて6年になる。ここでは、遺骨帰還事業の歴史をひもときつつ、調査活動を通して知り得た遺骨帰還事業の実態と今後の課題とを述べてみたいと思う。

二 「昭和」の遺骨帰還事業の変遷

遺骨帰還事業はこれまで、「旧陸海軍の残務整理」(厚生労働省設置法)という位置付けだった。最近になって「防衛省が担うべきだ」との声も聞かえていたが、自衛隊法では、過去の戦争における戦没者の調査・収容に関する規定は一切盛り込まれていない。復員局の流れを汲む厚生労働省が、戦傷病者や遺族への援護の一環として行ってきた。

厚生省によると、海外戦没者の概数は約240万人である。このうち収容できたとする遺骨の概数は約127万人分。未収容遺骨の約113万人分のうち、海没して収容できない方々、相手国の事情によって調査や収容が困難な方々は約53万名に及ぶ。これらの人々を単純に差し引くと、収容可能とされながら今なお日本に還ることがで

きない人々がおよそ60万名も海外各地に眠っていることになる。

あくまで机上の計算に過ぎず、実態は誰も分からない。そもそも人ひとりの命を数字として数えること自体に抵抗があるが、全体を俯瞰するためにあえて記す次第である。

戦場に残された遺骨をどうするのかという問題が表立って検討されるようになったのは、昭和27年、サンフランシスコ条約によって日本の主権が回復した年からである。第13回国会において遺骨の問題が取り上げられ、「海外地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議」が衆議院で採択された。その後、6箇年計画(昭和28年〜33年)として、特に南方の島々(南鳥島、ウエーキ島、サパン島、テニアン島、グアム島、ペリリュー島、アングウル島、硫黄島)を皮切りに遺骨

収集団が派遣されることになった。昭和29年には閣議了解を経て「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」が策定され、相手国との交渉で許可が得られた地域から、順次、収容活動が行われている。ソロモン諸島やビスマーク諸島、東部ニューギニア、ボルネオ、フィリピンなどである。この間における収容数は1万1358柱だった。

厚生省(当時)は、ここで事業に区

切りを付けた(つもりだった)。ところがその後、まだ夥しい数の遺骨が放置されたまままだという情報が各地から寄せられた。また高額ではあるものの、航空機で海外旅行をする人が増えてきたこと、取り分け戦友会や遺族会などによる、海外での慰霊巡拝が企画されるようになったことが大きい。かつての戦地も開発が進み、それによって遺骨発見の報がもたらされるようになったのである。

こうした世論の高まりを無視できなくなった厚生省は、「従来の遺骨収集を補完し最終的措置を行なうため」として、第2次計画を立案した。期間は6箇年(昭和42年〜47年)、実施地域は引き続きサイパン島などマリアナ諸島、東部ニューギニア、ソロモン諸島、ビスマーク諸島、トラック諸島などである。この期間に収容した遺骨は8万2679柱に上る。

この第2次計画が終わろうとする頃、奇しくも元日本兵・横井庄一さんがグアム島から帰還した。当時の日本国民にとつて、戦争は「遠い過去」ではなかった。海外に生存している未帰還兵の救出問題と共に、遺骨帰還事業は更に国民の高い関心事となっていく。このため厚生省は、第2次計画終了の翌年から、今度は3箇年(昭和48年

（50年）を目標に第3次計画を立案した。従来の遺骨帰還事業の規模を更に拡大強化し、予算も大幅に増額し、計上した。昭和48年度においては、対前年度比約16倍の2億2000万円、最終年度である昭和50年度は4億7300万円といった具合である。

第3次計画で特徴的なのは、日本遺族会や戦友会、日本青年遺骨収集集団（以下、JYMAと略称する。）など民間団体に協力を要請したことだ。これらの団体には国庫補助金（補助率2/3）を交付する制度を設け、事業の促進を図った。マリアナ諸島、硫黄島、沖縄、フィリピン、ビルマ等、この期間における遺骨収容数は、9万3628柱である。

しかもこの間、今度は小野田寛郎さんがフィリピンのルパンダ島から帰還して注目を集めた。厚生省は第3次計画の終了後も、引き続きマリアナ諸島やパラオ諸島、東部ニューギニアなど南方地域の遺骨収容を行わざるを得なくなった。これは平成に入ってからも続いている。また、シベリア抑留中に死亡した兵士の遺骨収容が許可されるようになる、北方にも重点が置かれるようになっていった。

一連の変遷を見ていくと、遺骨帰還事業が終息に向かう度、どういう訳か

この事業が世の注目を集めるような出来事が起きている。まるで戦没者が「遺骨を放つたらかかしにするな」というメッセージを投げ掛けているように感じられるのは、果たして私だけだろうか。

### 三 遅々として進まない理由

とはいえ、今から10年ほど前、私が戦史に関心を抱き、あちこちの戦跡を巡るようになった頃は、遺骨帰還事業も「昭和」の時代ほど世の中の注目を集めてはいなかった。何しろ私自身も、未だ還らぬ遺骨があるなどということも知らずにいたのだ。それでも遺骨帰還事業が細々ながら続いてきたのは、戦友会や遺族会などが熱心に活動を続けてきたからにはかならない。しかし長い歳月の経過と共に、事業の推進は年々困難になってきている。その理由を思いつくままに挙げてみたい。

まず一つ目は戦争体験者の高齢化だ。現在では、実際に自分が戦った地にまで足を運ぶことのできる人はほとんどいない。これまでは彼らに情報提供してもらったり、現地のガイド役になってもらったりといった協力を仰ぐことができたが、いまではそれが不可能となっている。

二つ目は記憶の風化である。これまで

では戦争経験者が慰霊巡拝に訪れて現地の人も交流を図ってきたが、世代交代が進んで友好関係が希薄となり、現地民が協力してくれないという事態も生じている。

三つ目は現地の地形の変化だ。特に南方では半年で草木が人間の背丈ほどに伸び、風景が一変する。また、自然災害によって地崩れが起き、地形そのものが変わる。戦場の記憶を頼りに現地を歩いたとしても、目印となる建物も看板もない。日本にいると想像し難いが、実際に密林に入っていくと、方角はおろか、たった今自分が来た道さえ分からなくなることがある。戦後70年、目的の場所に辿り着くのは不可能に近い。

また、これらの問題点と相まって、現在では遺骨の在りかを「特定すること」そのものが極めて難しくなっている。遺骨帰還事業がスタートしたばかりの頃は、地表に骨が散乱しているような場所もあった。あるいは主な戦闘地域を当たれば、大抵は遺骨を掘り当てることができた。つまり、それだけ遺骨を収容する目処を付けやすかったのである。しかし現在では、そうした場所での収容活動はほぼ完了し、残るのは洞窟の中や密林の奥地ばかりとなっている。

負け戦故、部隊が壊滅し、誰がどこにいたのか明確でない。当時の資料も散逸したり燃やしたりしているため、部隊の動きを細かく辿っていくのも容易ではない。すると、例えば密林の奥深くで遺骨を探し当てるのは、砂漠で針一本を見付けるのに等しい。勢い現地の人々に頼ることになるのだが、交流が途絶え、信頼関係が十分ではないところから出られるとは限らない。

さらに、現地の自然環境の厳しさも考慮に入れておく必要がある。雨季の泥濘、河川の氾濫、道なき道を行かなければならないケースも多々あり、参加者には気力も体力も必要だ。またどれほど体力に自信があつたとしても、目の前を流れる濁流に橋が架かっているなければ、渡ることはまずできない。河川の向こう側に遺骨があると分かっているにしても、だ。インフラが日本とは違いうのだということは、十分に認識しておくべきだろう。

これまで厚労省は、遺族援護の観点から遺骨帰還事業を推進してきた。法的根拠がそうなっているからと言われればそれまでだが、余りに制度疲労が著しい。遺児でさえ、今は70歳を超えている。基本的に彼らが遺骨収集団の主要メンバーなのだが、どれほど元気



な方でも、20代の頃と同じ健脚の持ち主はいないだろう。持病もあるかもしれない。日本国内をドライブするのは訳が違うのだ。乗り心地の悪いトラックに揺られ、道なき道を進み、時に密林を歩き回らなければならない。

もとよりそれは無理だから、遺骨収集団は、最近では遺骨「受領団」になっている。私が実際に現地を訪れた時には、スコールが降っただけで活動を中止する厚労省の職員もいた。遺児たちが雨に濡れて、風邪でも引いたら困ると思ったのかもしれない。いずれにせよ、スコールが降ったぐらいで活動を中止しては、進む調査も進まない。かくして、「あの戦争」から70年、戦没者の遺骨帰還事業は、戦友や遺族といった特定の人のみの関心事となり、多くの人から忘れ去られ、更に遅々と進まなくなるといふ悪循環に陥っていたのである。

そればかりではない。遺骨の調査活動に対して支払う労務賃もトラブルの元となっている。彼らにとつては貴重な現金収入の機会になるため、高い値段を吹っ掛けたり、他人の土地で勝手に遺骨を掘り出したりして、部落間で争いが生じてしまうのだ。数年前フイリピンでは、現地民の墓が暴かれ、日本人ではない骨が混じってしまったこ

ともあった。どの戦域でも、最終的には現地の博物館のスタッフなどが遺骨鑑定を行っているが、それとて科学的根拠に基づいて行われているかという点、甚だ心もとない。遺骨帰還事業は制度や実施方法が曖昧なまま、ズルズルと続けられてきたとも言えるのだ。

#### 四 方島自主派遣隊の活動

冒頭で述べたように、私は現在、ソロモン諸島ガダルカナル島における未帰還遺骨の調査活動に参加している。浅草・寿仙院の崎津寛光住職と共に、「ガダルカナル島未帰還遺骨情報収集活動自主派遣隊」(以下、自主派遣隊と略称する)を発足させ、平成23年から毎年のようにガ島の密林に足を運んでいる。戦友会である「全国ソロモン会」と、前述のJYMAとの協同活動であり、これまでに第5次の派遣を実施した。平成26年の第4次派遣では、海上自衛隊練習艦隊がソロモン諸島の首都ホニアラに寄港し、当隊始め現地法人などが協力して収容した遺骨137柱を練習艦「かしま」に安置し、内地へ御帰還いただくことができた。自主派遣隊は年に1度、2週間の行程でガ島に向かい、密林内で調査・捜索活動を行っている。「自主」という名のとおり、参加する隊員は、全員が

有志だ。そもそも自主派遣隊を編成するに至ったのは、前述した遺骨帰還事業の制度疲労に起因している。平たく言えば、健康に留意しなければならぬ年代の遺児ではなく、若い世代を中心に、これまで捜索が不十分だった密林奥地まで足を踏み入れ、より積極的に捜索地域を広げていこうという趣旨である。もちろん厚労省の許可を得た上での話だ。旅費その他、活動のための費用は自費である(ほかに戦友や遺族、有志の方から寄附を賜り、供物や団体装備品などの費用として使わせていただいている)。

準備段階から現地での活動における概要を簡単に紹介する。

まず志願者の面接、選考を行い、体力的に問題がないかどうか、団体行動が取れるかどうかを判断する。毎年の派遣ごとに様々な組織編成を試行しているため、人数は年によってまちまちだが、おおよそ20名前後である。

選考と同時に、事前研修を行う。ここで、ガ島における戦闘経過や骨格概要、ソロモンの気候風土、安全管理や衛生管理などの徹底を図る。更に体力訓練や団体行動の実際を学んでもらうため、登山訓練を実施、また、上級救命講習を受講することも義務付けている。志願者がほぼ確定した段階で、派遣

隊の編成に取り掛かる。現地では全員が同じ場所で捜索活動を行うとは限らない。より効率的に行うため、隊長、副隊長の下に3個小隊を設けている。更に各小隊には小隊長のほか班長を置き、分派して活動することも想定している。また、各小隊に現地の協力者であるソロモン人を3〜4名(女性を含む)を配置している。

一方、自主派遣隊のスムーズな運営のために、参加隊員にはそれぞれ役割を負ってもらうことになっている。

【法祭科】発見場所や焼骨式での慰霊供養、祭壇の設置等

【運用科】通信アンテナの設置や記録、無線機やGPSなど装備品品の管理等

【衛生科】衛生袋の管理、隊員の体調管理、飲料交付等

【補給科】食事の準備、配食、食材の現地調達等

また、活動地域については、現地民から情報提供があった場所のほか、第二師団の総攻撃のための進撃迂回路(通称「丸山道」)を中心に捜索活動を行ってきた。生還者の記憶、戦史、現地民の情報を基に、第1次〜第5次派遣で、118柱の遺骨を収容している。厚労省の応急派遣団による焼骨式の後、自主派遣隊では、靖國神社の神職による慰霊祭、崎津住職を始めとする日蓮

宗僧侶の慰霊法要を執り行っている。試行錯誤を重ねながらの活動ではあるが、遺骨の搜索、派遣隊の組織運営、安全管理、現地との交渉等、今後の遺骨帰還事業に資するだけのノウハウを、この5年間で積み重ねてきたと自負している。

(※活動の様子は、インターネットの「You Tube」にて、『ガダルカナル島第五次』と検索していただければご覧になります。)

## 五 今後の課題

さて、この度成立した「戦没者遺骨収集推進法」では、実務は国が指定する法人(指定法人)が行うことになっている。報道によれば、遺族関係者の団体が複数参加する予定とのこと。しかし、「遺族関係」にこだわるのであれば、実態は今と何ら変わらない。国の責務と明記した以上、遺族であるかどうかに関わりなく、広く国家事業として世に知らしめ、協力を仰いでいく必要があるのではないか。この事業は、国の責務であると同時に、現代の繁栄を謳歌する日本人一人ひとりが向き合っていかなければならない問題だと私自身は考えている。遺族にこだわれば高齢化は避けられない。

また、指定法人がどのように運営さ

れるかも不透明であり、今後注視していかなくてはならないだろう。単に厚労省が指定法人(民間団体の集合体)に実務を委託し、自分たちは霞ヶ関から一步も出ないのであれば、とても国の責務を果たしたなどとは言えず、ただ単にハコを一つ作っただけになりかねない。むしろ、手続が煩雑になったり、責任の所在が曖昧になったりといったマイナス要素の方が大きい。

これまで自主派遣隊で活動してきた痛感するのは、現地との協力体制、信頼関係を構築することの重要性である。現地民とは当然のことながら、育てきた環境や価値観、生活習慣が大きく異なる。彼らにとって日本人は「よそ者」であり、誰もが事業に協力してくれるとは限らない。現地民にとっては、自分たちの土地に勝手に入って戦争を始めておいて、「何を今さら」と思う向きもあり、そうした住民感情は十分に考慮すべきだろう。したがって、現地に滞在し、長期にわたって現地民と交流し、信頼関係を築くような駐在スタッフの存在が不可欠だと私は考えている。自主派遣隊でも、全国ソロモンの理事の一人が現地のホテルで働きながら、週末を利用して村人との親睦を図り、新たな搜索場所の調査を行ってくれている。彼がいなければ、

自主派遣隊の活動は半減していたはずである。

指定法人も同じように、相手国との信頼関係構築のため、また、トラブルを未然に防ぐためにも、現地駐在員は絶対に必要である。そうした制度作りを是非とも検討してほしい。彼らを公務員と同等の待遇にするとか、破格の年俸で雇うといったことを考慮してもいいのではないか。経験上、政府間で協議が行われたからといって、実際にその土地で活動ができるとは限らない。取り分け南方地域では、地権者の協力が得られなければ、上部組織のどんな協議も意味をなさない。泥臭く現地民と「同じ釜の飯を食って」初めて「協力してやろう」と相手に思ってもらえるのである。因みにソロモン諸島で現地駐在した場合、それなりに安全な家を借りて生活すると、1カ月に20万円ほど掛かる(1ソロモンドル15円)。しかし、新入社員を一人雇うと思えば、大した金額ではない。

戦史文献の調査やDNA鑑定などの諸整備など、これから取り掛かなければならない課題は山積している。しかし、目に見えない部分、すなわち現地民との関係構築は、今後の事業の推進を大きく左右すると言っても過言ではない。十分に考慮すべきである。

その意味で言えば、防衛省や外務省との緊密な連携も必要になってくるだろう。「戦没者遺骨収集推進法」でもこれを謳っているが、明確な基準がないため、何を以て連携協力とするのか、まだ明確ではない。業務の押し付け合いや責任転嫁で、結局誰が主導しているのか分らないという陥穽にはまらないことを願うばかりだ。本音を言うなら、私は、拉致問題対策本部のように、本部長を内閣総理大臣とし、全ての国務大臣が本部長となってこそ「国の責務」と言えるのではないかと思っているが、これはなかなか実現が難しい。

いずれにせよ、新たに法律が施行されても、それで万事解決というわけではない。今後は予算や人材の確保、指定法人の在り方やその運用、集中実施期間における具体的な調査内容や現場における円滑な搜索活動が求められる。遺骨帰還事業は、むしろこれからがスタートなのである。

(※当時の表現に倣い、政府が派遣する遺骨調査団は、「遺骨収集団」とし、一連の事業については、「遺骨帰還事業」で統一した。)

# 「シリーズ」私の憲法論 九条こそ憲法違反

そもそも国民の生命を守れずして、個人の尊重や幸福などあり得るのか。国民の生命を尊重するための有効な手段を放棄している憲法九条は他の条文と矛盾している。

米カリフォルニア州弁護士・  
タレント  
ケント・S・ギルバート



Kent Sidney Gilbert

1952年(昭和27年)、米国アイダホ州生まれ、ユタ州育ち。1980年、米ブリガム・ヤング大学大学院卒業、法学博士号、経営学修士号取得。司法試験に合格し、国際法律事務所勤務。法律コンサルタントとして来日。1989年、テレビのバラエティ番組への出演を機に、お茶の間の人気者になる一方、多方面にわたる論客の一人として活躍。近年は日本国憲法や歴史についての発言も多い。著書に「不死鳥の国・ニッポン」「まだQHGの洗脳に縛られている日本人」「素晴らしい国・日本に告ぐ」(共著)「日本の自立」(共著)など多数。

法だ等々。どれも正しいと思いますが、私が致命的におかしいと思う点が二つあります。

ひとつは、元首の規定がないこと。どんな組織でも代表者は必要です。国家でも当然です。代表者が明確でなければ相手も迷惑です。天皇は明らかに元首であるのに、そう書かずに「象徴」とした。当時の事情は知っていますが、これは誤魔化しです。

もうひとつは、憲法九条です。これは何がおかしいかという点、軍隊を否定していることに尽きます。

## 憲法学者とは何か

あの平和安全法制の時に憲法学者がたくさん出てきましたが、私に言わせれば、その多くは憲法学者とは言えないような人達です。

そもそも憲法学は英国から始まっています。ご承知のように英国には文章化された憲法典はありません。「憲法」

がないわけではありません。憲法の内容は慣習法や判例から自ずと導き出されるので、改めて憲法典として明文化する必要がなかったからです。ここが大切なところですよ。

平和安全法制の議論のときに日本の護憲学者たちがしたことといえば、「憲法の条文はこのように解釈します」ということだけです。でも、もしその憲法典がない場合はどうするのか。英国では、今の情勢において「こうあるべきだ」と判断を下すわけですよ。

日本国憲法の条文の意味などいままら「憲法学者」から教えていたのかなくて結構です。あの程度の日本語だったら大抵はわかりますよ。それに誰が書いたのかも知っていますし。彼らが卑怯なのは、自衛隊が違憲だと年来主張してきたはずなのに、あの論議のときに、それを言わなかったことです。たしかに九条を条文通りに読めば軍隊

に相当する自衛隊は持てないんです。なぜ、彼らは国会で自衛隊は違憲だから即刻廃止すべきだと言わなかったのか。

私が言いたいのは、本来の憲法学者とは憲法がどうあるべきか、ということとを考える人であるはずだということです。憲法が現状に合わなければ、改正すべきかどうか、あるいは現状に合わせれば解釈はこうだと言うべきでしょう。そもそも自衛隊の存在を前提にして平和安全法制は議論されたわけですから、その存在自体を否定する人達に尋ねてもまともな回答が得られるはずもなかったわけですよ。

## 米国の憲法と教育

私は大学で憲法を勉強しましたが、合衆国憲法を学ぶことはとりもなおさず、米国の歩みを紐解いていくことに他なりません。

ここで参考までにアメリカの憲法法制過程についてお話ししましょう。

米国は憲法を明文化しました。それは「合衆国」という新しい試みについて、連邦政府の権限を明らかにする必要があったからです。北米大陸にあった13の植民地が、英国から独立しました。それぞれが英国の不文憲法を受け継ぎ独立国家のような状態でした。州の境界を越える貿易に関税を掛けた

## 日本国憲法の致命的な二つの欠点

日本国憲法はおかしいと多くの人が指摘します。曰く、日本語がおかしい、寄せ集めのコピー憲法だ、押しつけ憲

法、特に九条の問題点を解りやすく論述しており、また、特攻隊について一部論及しているところもあるので、会員の研鑽に裨益するものと考え、ご了承を得て転載させていただきました。



り、連邦政府に税金を納めなかったり、州ごとにバラバラだった。独立戦争のときは結束したけど、戦争が終わるとそうはいかない。そこで州の権限の一部を連邦政府に委譲して、連邦政府の統合機能をもう少し強くしようということになった。連邦政府に委譲したのは、外交、国防、郵便、貿易のルールなどですね。

教育はどうか。皆さん意外に思うかもしれませんが、米国では教育は州の権限です。それでも各州の学校では、毎朝、国歌が流れて胸に手を当てて国旗に忠誠を誓います。国旗は星条旗ですが、私が幼稚園の頃、アラスカ州とハワイ州が新たに加わって星の数が変わったことを鮮明に覚えています。幼稚園でも教室には国旗が掲げられていました。

### 自衛権は憲法以前の話

さて話を日本国憲法に戻します。九条のどこが致命的におかしいのか。私は憲法九条こそ憲法違反だと言っています。その理由を説明しましょう。

そもそも国家の自衛権というものは個別的、集団的の別なく国際法で認められています。話をわかりやすくするために、まず個人レベルの正当防衛について考えてみましょう。

個別的と集団的とを分けて考えたが

る傾向がありますが、刑法上は両者はまったく区別されておらず、一体のもので。刑法36条1項には「急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は罰しない」とあります。例えば、自分の子供が殺されそうな場面を想像して下さい。自分が助けなければ子供が殺されてしまう。そういう状況下で、犯人に立ち向かうのは当然です。その結果、仮に犯人の命を奪っても過剰防衛でない限りは罰しない。それが正当防衛の趣旨です。この時、自分が守ったのは子供の権利(生命)ですから、正当防衛権の中で個別的ではなく集団的な防衛権を行使したことになります。

では、国家レベルではどうか。個別的自衛権のみならず集団的自衛権も国際法で認められています。国連憲章51条には、「この憲章のいかなる規定も、

国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際的平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」とあります。つまり、自衛権は憲法以前の国家に固有の権利なのです。憲法に規定があるうがなからうが、自国の領土や国民を守る自衛権を持たない国はありません。自衛を目的とした

武力行使も国の当然の権利です。

日本政府も、集団的自衛権を保有している事実を否定したことは過去に一度もありません。これも重要なポイントです。憲法上、禁じられていると言ったのは集団的自衛権の「行使」に限っています。権利は持っているが、憲法上行使は許されないと解釈してきたのです。しかし、行使が許されない権利というのはとてもおかしな話です。憲法以前の話としてあまねく認められている権利について、その行使を憲法が縛っている。これはとてもいびつであり無理な理屈ではないでしょうか。

### 国民を見殺しにする九条

先日、イラク北部で、ISに拘束されていたイラク軍の兵士を含む人質70人を米特殊部隊とクルド人治安部隊が救出しました。この作戦で米兵の一人が亡くなり、米国は国を挙げて悲しみました。彼は英雄だと誰もが称えましたが、もしアメリカが集団的自衛権の行使は憲法違反だなどと言っていたら、たしかに隊員は死なずに済んだかもしれませんが、70人の人質は見殺しにされたでしょう。国として人質を救出する権利は当然で、それがなければおかしいはずですよ。

ところが、日本国憲法ではこのおかしなことが通ってしまう。

日本国憲法前文には、「日本国民は、

恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。よく引用される箇所ですが、「平和を愛する諸国民の公正と信義」を、果たして誰が信頼できるのでしょうか。著しい軍拡を進めている中華人民共和国や核開発を行いミサイルを日本に向けて再三発射してきた北朝鮮の「公正と信義に信頼して」日本人の安全と生存を保持することなど不可能です。まさに現行憲法の非現実的な一面の象徴的な一文だと批判される箇所ですが、ここでは少し違った角度から検討してみたいと思います。

憲法の前文の法的な地位についてはさまざまな学説がありますが、憲法全の条文を総括し、そのエッセンスを凝縮したものが前文であるということに異論はないでしょう。それならば、前文と各条文との間に矛盾があることは許されなければなりません。

そもそも「平和」という言葉は法律用語ではないのですが、それはさておき、引用したこの前文の文章の主語は「日本国民」で、述語は「決意した」です。つまり、「日本国民は自分たちの

安全と生存を保持しよう」と決意した」ということを言っている。国民が国民を守ることを決意しているのです。

一方で、憲法九条はどうなっているか。

第九条「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に放棄する。」

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」

さて前文と九条の文章を読み比べてみてください。例えば、日本人が外国で誘拐されたとしましょう。前文によれば、日本国は「国民の安全と生存を保持する」ため、あらゆる手段を講じなければなりません。ところが、九条によつてその有効な手段のひとつである武力の行使が禁じられているのです。警察力の限界を超えた事案の場合、米軍のように自衛隊は救出作戦を展開できないのです。つまり、海外で誘拐された日本人を救出する手段が極端に狭められているのです。これによつて、これまでどれだけの海外邦人が見殺しにされてきたことか。北朝鮮による拉致被害者を40年経つても取り戻せない根本の原因はここににあるのです。

かつて日本政府は、「人命は地球より重い」と言つて、多額の身代金を払つてテロリストたちを釈放したことがありました。愚かな恥ずべき過去だと私は思います。身代金を払う国は次もまた狙われます。テロリストに安易に譲歩することは国際平和を攪乱する要因を生み、自国民の安全もかえつて危険にしてしまふということを知らなければなりません。

もし国と国民が憲法前文でいうように、自国民の生命と安全の保持を真剣に考えているのであれば、人質奪還作戦を遂行する意思と能力を持たねばなりません。しかし、憲法九条がその足枷となるのであれば、憲法九条こそ憲法違反だと私は言いたい。

九条が矛盾するのは前文だけではありません。他の条文との矛盾もあります。

日本国憲法には個人の権利についての条文がたくさんあります。

例えば、

第十三条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」

第二十五条「すべて国民は、健康で

文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

ここで個人の尊重、幸福を追求する権利などが謳われていますが、そもそも国民の生命を守れずして、個人の尊重や個人の幸福などあり得るでしょうか。

国民の生命を尊重するための有効な手段を放棄している九条は、これらの条文と矛盾することになりませんか。

繰り返しになりますが、自衛隊のための武力行使は個別的、集団的を問わず、憲法以前の大前提として国際法で認められているのです。おおよそ国に課せられた最低限の責務は外敵から国土と国民の生命財産を守ることです。そのための有効な手段を憲法が縛つた。これが日本国憲法の正体です。

九条は日本に対するペナルティーだ

日本人はなぜこのような歪な憲法ができたのか、その制定経緯をしつかりと認識すべきです。私はそれを知っています。なぜなら勉強したからです。

学校で教えてくれないのであれば、自分で勉強するしかない。そういう努力もせずに九条を信奉している人達は、ひよっとして憲法は神様がくれたものだとも思っているのでしょうか。皆さん、しっかり勉強しましょう。

日本国憲法はアメリカに押しつけら

れたものです。なぜ、アメリカはそのような理不尽なことをしたのか。

日本との戦争で米国は本当に苦戦しました。全体的な戦略には首をかじげざるを得ませんが、日本軍は戦闘では本当に強かつたのです。米国は勝つには勝ちましたが、米国の打撃もまた甚大でした。恐怖すら覚えるほど日本は屈強だつたのです。安倍首相が米議会で演説したとき、硫黄島の戦いの話をしました。アメリカ人は「いおうじま」と呼んでいます。その名前は屈強な日本兵への恐怖と共に米国民に深く刻まれています。次に米国が日本軍に恐怖を覚えたのは、沖縄戦です。沖縄戦で一番怖かつたのは特攻隊です。米国人の頭では到底理解できない「狂気」が現実には飛んでくるのです。その恐怖は尋常のものではありませんでした。

こうして強い日本軍への恐怖が、結果として、アメリカ人に、日本人は全国民が根つからの軍国主義者で狂信的な天皇崇拜者だと信じこませました。

そこで、日本を、もう二度と米国に刃向かうことのないように、戦うことのできない国にしようと思つた。それがG H Qの占領政策の根本目的であり、憲法もその上でつくつたのです。それから天皇条項についてですが、

米国は天皇の処罰を行わず、象徴とし

て残りましたが、元首にはしなかった。天皇のもとで日本がもう一度結束するのは避けたいが、占領統治のために天皇の権威を利用したかった。つまり、象徴天皇とはGHQの妥協の産物です。それが日本国憲法に元首の定めがないという致命的欠陥として残っているわけです。

護憲派の中には、九条は国家の崇高な理想を記したものだとして固く信じる人も多い。「九条を世界の憧れの的にしよう」とか、「世界遺産にしよう」とか、果ては「ノーベル平和賞を与えよ」などという話まで出てくる。妄想もここまで来ると怪しい新興宗教の教義のようです。

日本国憲法の原案をたった一週間でつくった米国人の一人として断言しません。現実はそのことでは決してありません。ただ単に日本を弱い国にしたかったから九条をつくったのです。端的にいえばベナルティー(制裁)です。それ以外の何物でもありません。早く目を覚ましてください。

### 自衛官とは何者？

最後に自衛隊について、自衛隊は軍隊ではなく、「必要最小限度の実力組織」だそうですが、あの装備や訓練が軍隊でないといわれて日本人以外の世界の誰が信じるのでしょうか。ここで条

文の矛盾をひとつ指摘しておきましょう。第六十六条1項は「内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬ」と定めています。「文民」とは「軍人でない人」という意味ですが、自衛隊が軍隊でないなら自衛官は軍人ではない。ですから、そもそも日本には軍人はいないというのに、どうして文民という規定が必要なのでしょう。軍人でもなく文民でもないとしたら、一体、自衛官とは何者なのでしょう。日本国憲法、読めば読むほどボロが出ますね。

平和安全法制の議論で「米国に巻き込まれて戦争になる」などと米国追従を批判する人がいましたが、そういう人は、「米国に押し付けられた日本国憲法こそが諸悪の根源である」ことを主張すべきではないでしょうか。

米軍の片務的防衛義務に米国世論が疑問を持てば、将来、日米安保条約が破棄される可能性もあります。そうなったとき日本国をいかに守っていくのか。反対派は具体策を示さなければ、一度も聞いたことがありません。あまりに無責任です。

「朝まで生テレビ」に出演した時に、SEALDs 若い二人も出ていました。「政府が説明不足でわかんない。民主主義は何だか知りたい」とかなんとか

言うので、私は自分で勉強しろと言ったんですけどね。「戦争法案だ」などという認識は不勉強も甚だしい。デマを喧伝する人間か、または自分は不勉強だと公言しているようなものです。

私はフェイスブックにこう書きました。「戦争反対に賛成です。だから平和安全法制に賛成です」と。「泥棒、はんだーい(反対)！」といくら叫んでも、鍵のかかっていない家には泥棒は簡単に入ります。同様に「戦争、はんだーい(反対)」といくら叫んでも戦争に巻き込まれるリスクは減りません。だから戦争を仕掛けられないように、自衛隊や在日米軍、そして平和安全法制で外敵を牽制する抑止力が重要なのです。

ちなみに、個別的自衛権だけで国を守る気ならば、スイスを見倣うことになりません。永世中立を守るため、スイスはどの国にも頼ることができないので重武装をしています。スイスの徹底した国民皆兵にはナチスも手を出せなかった。手を出すと大変だとわかっていたからです。隙のない備えを築くことが大切なのです。

### 韓国による竹島侵略は日本国憲法施行の後のことだ

もうひとつ、以前、フェイスブックに書いた文章から、この憲法九条のお

蔭でどうなったかという具体例を挙げましょう。昭和22年(1947)5月3日、日本国憲法施行。昭和28年(1953)1月12日、韓国が日本領である竹島の強奪作戦を開始。韓国は一方的な理由で日本漁船を銃撃し漁師44人が死傷。そのうち5人は死亡。最終的に計328隻を拿捕、3929人を抑留。海上保安庁巡視船への韓国側からの銃撃事件が15件でした。この一連の作戦により、韓国は日本領の竹島を実効支配、不法占拠状態のまま現在に至る。

つまり、「日本国憲法第九条があるお蔭で諸外国は日本に侵略戦争を仕掛けて来ない」という主張は、60年以上も前に完全に論理破綻していたということです。

ですから、「憲法九条を守れ」と長年言っている方々が私には不思議で仕方がありません。それは誰のための主張ですか。中東、チベット、ウイグルなどの現実的な国際情勢を踏まえた上での主張ですか。その主張は本当に日本国と日本人の為になりますか。

このように書いたところ、結構反響がありました。

誰だって平和な国に住みたいですし、戦争嫌いですよ。しかし、平和は「平和ボケ」では守れないのです。私は「夕

刊フジ」に毎週金曜日、コラムを書いていて、土曜日にはその英訳をフェイ

て憲法を変えるのは当然です。

スブックにアップすることにしているのですが、日本語のコラムで「平和ボケ」という言葉を使いました。そしてこれを英訳しようとして散々悩んだ末、結局こう書きましたー「Heiwa Boke」。ローマ字でこう書いたあと、

平和安全法制を成立させたから、議員が頑なに「憲法改正が難しくなった」という人がいますが、私は逆だと思えます。日本の国民は色々な問題や矛盾に気付き始めました。平和安全法制に反対した人たちのなかで、「憲法改正した上で法案を通すならわかるけれど、憲法解釈を変えるやり方は納得できない」という声がありました。法案反対に利用できるなら何でも有りなのかも知れませんが、だったら、「これから一緒に憲法改正しようよ」と言いたいのです。

括弧付きで(平和な状態は自分が何もしなくてもいつまでも続くと勘違いしている人)と英語で書きました。平和は空気と水のように当たり前のものではないものです。努力しなければ得られないものです。本当に早く目覚めてほしいものです。

本来、今すぐにでも改正すべき憲法ですが、憲法改正には一定の時間がかかります。だから緊急性の高い平和安全法制の成立が先になっただけの話です。果たして反対派は憲法改正後だったら賛成派にまわるのでしょうか。

さあ、憲法改正だ!

米国の守ってくれる、そんな依存症が日本国内に蔓延しています。しかし日本人はそうした病を早く払拭すべきだと思えます。自分の国は自分で守るといふ当たり前のことが憲法改正を通じて現実になることを願います。

私は、今から25年前にPHIP研究所から『ボクが見た日本国憲法』という本を出しました。その中で九条について、「九条はそのままでも構わない」と書きました。しかし、今は全然そうは思いません。中華人民共和国の軍拡と帝国主義的野望、そして北朝鮮の核開発、米国の変容、沖縄の現状など、世の中は戦後70年で大きく変わっています。日本国憲法の草案は、神様ではなく、米国人が日本から米国を守る目的で書きました。今、その最大の恩恵を受けているのは、中華人民共和国と北朝鮮でしょうね。国際情勢に合わせ

「昇民の会」設立1周年記念大会での記念講演の要旨を校閲いただいたものです。

（本稿は平成27年10月31日、神奈川

て憲法を変えるのは当然です。

琉球大学法文学部四年 外間 完信

平和安全法制を成立させたから、議員が頑なに「憲法改正が難しくなった」という人がいますが、私は逆だと思えます。日本の国民は色々な問題や矛盾に気付き始めました。平和安全法制に反対した人たちのなかで、「憲法改正した上で法案を通すならわかるけれど、憲法解釈を変えるやり方は納得できない」という声がありました。法案反対に利用できるなら何でも有りなのかも知れませんが、だったら、「これから一緒に憲法改正しようよ」と言いたいのです。

本来、今すぐにでも改正すべき憲法ですが、憲法改正には一定の時間がかかります。だから緊急性の高い平和安全法制の成立が先になっただけの話です。果たして反対派は憲法改正後だったら賛成派にまわるのでしょうか。

さあ、憲法改正だ!

米国の守ってくれる、そんな依存症が日本国内に蔓延しています。しかし日本人はそうした病を早く払拭すべきだと思えます。自分の国は自分で守るといふ当たり前のことが憲法改正を通じて現実になることを願います。

私は、今から25年前にPHIP研究所から『ボクが見た日本国憲法』という本を出しました。その中で九条について、「九条はそのままでも構わない」と書きました。しかし、今は全然そうは思いません。中華人民共和国の軍拡と帝国主義的野望、そして北朝鮮の核開発、米国の変容、沖縄の現状など、世の中は戦後70年で大きく変わっています。日本国憲法の草案は、神様ではなく、米国人が日本から米国を守る目的で書きました。今、その最大の恩恵を受けているのは、中華人民共和国と北朝鮮でしょうね。国際情勢に合わせ

（本稿は平成27年10月31日、神奈川

て憲法を変えるのは当然です。

琉球大学法文学部四年 外間 完信

平和安全法制を成立させたから、議員が頑なに「憲法改正が難しくなった」という人がいますが、私は逆だと思えます。日本の国民は色々な問題や矛盾に気付き始めました。平和安全法制に反対した人たちのなかで、「憲法改正した上で法案を通すならわかるけれど、憲法解釈を変えるやり方は納得できない」という声がありました。法案反対に利用できるなら何でも有りなのかも知れませんが、だったら、「これから一緒に憲法改正しようよ」と言いたいのです。

本来、今すぐにでも改正すべき憲法ですが、憲法改正には一定の時間がかかります。だから緊急性の高い平和安全法制の成立が先になっただけの話です。果たして反対派は憲法改正後だったら賛成派にまわるのでしょうか。

さあ、憲法改正だ!

米国の守ってくれる、そんな依存症が日本国内に蔓延しています。しかし日本人はそうした病を早く払拭すべきだと思えます。自分の国は自分で守るといふ当たり前のことが憲法改正を通じて現実になることを願います。

私は、今から25年前にPHIP研究所から『ボクが見た日本国憲法』という本を出しました。その中で九条について、「九条はそのままでも構わない」と書きました。しかし、今は全然そうは思いません。中華人民共和国の軍拡と帝国主義的野望、そして北朝鮮の核開発、米国の変容、沖縄の現状など、世の中は戦後70年で大きく変わっています。日本国憲法の草案は、神様ではなく、米国人が日本から米国を守る目的で書きました。今、その最大の恩恵を受けているのは、中華人民共和国と北朝鮮でしょうね。国際情勢に合わせ

（本稿は平成27年10月31日、神奈川

【学生提言】(再録) 沖縄の大学生として憲法を考える

琉球大学法文学部四年 外間 完信

「注・本稿は、全日本学生文化会議発行の『大学の使命』239号に掲載されたものであるが、お許しを得て転載させていただいた(なお、本稿は、平成26年8月発行の会報『特攻』第101号に掲載されたものの再録である)。」

一 高まり続ける中国の脅威と、我が国がおかれた状況

平成二十二年九月の尖閣諸島中国漁船衝突事件以来、中国の我が国に対する挑発、威嚇は、中国軍艦隊の宮古水道通過、活動家の尖閣違法上陸、火器管制レーダーの照射、そして、防空識別圏の一方的な設置と、次から次に起り、その脅威は高まる一方です。

尖閣諸島は、明治期に我が国が慎重な手続きを経て編入、終戦後しばらくは米国の統治下にありましたが、再び日本領となった島々であり、中国は全く関係がありません。しかし中国は、一九七一年から突如として領有権を主張し始めました。また、周知の通り、

中国の狙いは尖閣諸島に止まりません。中国は沖縄県までも自らの版図に入れるべく、様々な工作を行っております。

私が生まれ育った沖縄は、昔は琉球王国という一つの国でありました。故に、「うちなーぐち」という独特の方言がありますが、それは日本語の一方言でありますし、特異ではあっても、日本の文化圏に入ります。明治期には、正式に日本の一部となり、日露戦争においては、沖縄県民も当然、国民として戦争に協力しました。ロシアのバルチック艦隊の北上を都島の漁民が早期に発見し、手漕ぎ舟で遠くの別の島の通信所まで通報しに行つて国のために協力した、という久松五勇士の逸話も残っております。また、大東亜戦争末期の沖縄戦においては、全国から集まった将兵が上陸した米軍に対して決死の戦いを挑む中、沖縄県民は、老若男女を挙げて、これに協力し、海軍沖縄根拠地隊司令官の大田實中将は、「沖縄県民斯克戦ヘリ」という言葉を電文で残された程であります。

そして沖縄は、戦後二十七年間、米国の統治下に置かれました。が、昭和四十七年に、日米政府間の交渉と、祖國への復帰を願う沖縄県民の運動と、これを支援してくださった方たちとの

協力で、沖縄は祖国日本に復帰することが出来た。

民族的にも文化的にも日本の一部であり、また、日露戦争、大東亜戦争という国難には、日本国民として協力し、戦後は、祖国への復帰を願いつつ、それが叶ったというのが、沖縄の歴史なのです。しかし、チベットやウイグルで虐殺を続ける中国が突然、「沖縄は中国の一部だ」と言い出すようになり、尖閣諸島を奪おうとしていますが、「勝手なことを言うな」と腹立たしい気持ちになります。私は、一国民として、また、一沖縄県民として、中国の横暴に声を上げたいと思います。

しかし、これまでのように、中国の主張の不当さを非難するだけでは、中国は挑発、威嚇をやめないのではないかと私は思います。中国は、防衛の力が比較的手薄な日本に対して挑発的ですが、アメリカのように軍事力も発言力も大きい国に対しては、余り挑発をしません。そのように、「力」の論理を何よりも重視する中国に、尖閣・沖縄とその周りの海で、勝手放題にさせないためには、「力」即ち、日米安保体制と自衛隊の装備、法制面での強化は避けては通れません。

ところが、日米安保体制のパートナーであるアメリカは、力が相対的に

弱まってきており、オバマ大統領自身、シリア内戦に対するアメリカの対応を問われ、「アメリカは世界の警察官ではない」ということを、一回の答弁の中で、二度も述べています。防衛をアメリカに任せておけばよい時代は終わったということだと思います。防衛をアメリカに頼れなくなった状況で、誰が尖閣・沖縄を守るのでしょうか。

我が国が、憲法を改正し、自前の軍隊を持つて中国に「寄らば切るぞ」という意思表示をする他ありません。中国は、自衛隊の近代的な装備を目の当たりにしてはいても、日本は憲法九条があるために、まともに交戦権が発動できないということ、わかっているために、日本に対して挑発的な行動が取れるのだと思います。そうである以上、中国の挑発を止めるためには、憲法九条の改正をしなければ、いくら近代的な装備をそろえた自衛隊でも中国に対する抑止力にはならないでしょうし、尖閣・沖縄周辺から緊張が無くなることはありません。尖閣・沖縄で中国が勝手放題にすることは、我が国の主権の侵害であることはもちろん、尖閣諸島を抱える沖縄県が真っ先に危険に晒されるということなので

す。

尖閣諸島は、石垣市に属しますが、

その周辺で漁業を営む宮古、八重山の漁師の方々は、漁場で、実際に中国や台湾の大型船や公船と対峙することになり、直接、命の危険に晒されます。沖縄は、一部の人たちによって「反基地」という自国の防衛に否定的な言論に支配されています。ですが、先述したように、中国の脅威に、最も近くで晒されているのが、沖縄であるということを考えれば、沖縄を守るためにこそ、「憲法改正」が必要なのだと思います。

## 二 自立した国家となるためにも

私が、憲法改正を願う理由は、尖閣・沖縄を狙う中国の脅威に対処するためにはありません。我が国が、自分の国を自分で守ることができる自立国家になってほしいからでもあります。

左派や護憲勢力は、安全保障上必要な政策を実行しようとする政府に対して、よく「アメリカ追従」などの言葉でもって批判します。これらの批判は、左派や護憲勢力が思想上、反米的な感情を持っていることも関係すると思いますが、案外的外れだとは言えないように私は思います。中国や北朝鮮の脅威に対処するためには、日米の同盟関係が必要不可欠ではありますが、我が国は主権国家ですから、我が国として

の判断を、アメリカの顔色を窺いながら行わないといけないというのは、正常な状態ではありません。

なぜ、このようにアメリカの顔色を窺い続けなければならないかというのと、それも結局、憲法と我が国の防衛のあり方に原因があるのだと思います。日米安保条約は、これまでの政府の努力により、改定もされましたが、アメリカ側はヒト(兵力)を、日本側はモノ(施設や物資)を分担するという基本的な形は変わっていません。そして、これまで我が国は、集団的自衛権の行使すらできない状況にあります。だから、日米安保条約は「アメリカは日本を守るが、日本はアメリカを守れない」不平等な条約であると言えます。アメリカに守ってもらっているのですから、守ってくれているアメリカの意向に従わざるを得ないというのは、必然的な結果だと思います。これは大変情けない事態であると思います。

私がそう思うのも、かつて日本の自立の為に戦われたご英霊のことを学んだからです。昨年六月二十三日、沖縄慰霊の日には、沖縄県護国神社に於いて、鉄血勤皇隊をはじめとする沖縄戦の学徒隊をお祭りする「殉国沖縄学徒顕彰祭」を学生主催で斎行させていただきました。私は、昨年に続いて、



今年も殉国沖縄学徒顕彰祭を行います  
が、今年は、新たに心に残った学徒隊  
のお姿があります。それは、南風原陸  
軍病院壕での、ひめゆり学徒隊のお姿  
です。南風原陸軍病院壕には沖縄戦の  
当初から、傷病兵が多く搬送され、壕  
内は、手足の無い兵隊、傷口から蛆の  
湧いている兵隊、脳症を起こして気が  
狂ってしまった兵隊などで一杯にな  
り、血や汗、汚物の臭いで、想像を絶  
する悲惨な状況でありました。しかし、  
ひめゆり学徒隊の方々は、「学生さん、  
学生さん」と頼りにされて、傷病兵の  
一人一人を丁寧に看病し、壕内は勿論  
悲惨ではありませんが、傷病兵達を励  
ました。ひめゆり学徒隊を引率し  
ていた西平英夫教授は、そのお姿を「母  
ノ如ク次第二悪化スル傷ヲ眺メテ姉ノ  
如ク勞リ励マシ誠心誠意尽シテ看護」  
した、と記しております。うら若き女  
学生たちが、一生懸命傷の手当てや看  
病をしてくれて、傷病兵達はとても励  
まされ、安らぎを得たであろうことは  
想像できます。沖縄戦は悲惨な戦いで  
はありましたが、鉄血勤皇隊の方々の  
鬼神も哭く戦いぶり、学徒看護隊の  
慈母の如き献身も記憶されるべきであ  
ります。

沖縄戦は、鉄血勤皇隊や学徒看護隊  
の協力もあって、日本軍は圧倒的な戦

力を誇るアメリカ軍を類例を見ない程  
に苦戦させ、アメリカ側にも敗北意識  
を抱かせて、国体廃止の考えを思いと  
どまらせることになりました。しかし  
同時に、アメリカに守ってもらい、ア  
メリカに従わざるを得ない現在の我が  
国の状況を見たら、その英霊方は何と  
思われるだろうか、ということも私は  
考えてしまいます。

私は「自立」とは、国民皆が、国際  
社会の中での我が国のあり方につい  
て、心からの誇りを抱けるような大義  
を持った国になることだと思えます。  
かつて我が国は、植民地支配拡大を進  
める欧米列強からの自存自衛と東亜開  
放の大義を掲げて大東亜戦争を戦いま  
した。この時の日本の話を聴くと、私  
は胸が熱くなります。しかし、今の我  
が国では「誇り」を抱きにくいと思  
います。それは、今の我が国には、国民  
皆が共有しているような国家像、大義  
がないからだと思います。同盟国から  
言われたから、自衛隊を中東に派遣す  
るのではなく、「国際平和について、  
日本はこう思っているから、自衛隊を  
派遣する。」と堂々とと言えるような大  
義を自分たちで見つけ、言葉にしない  
といけないと思います。

また私は、誇りを持てる我が国日本  
であってほしいと思っておりますが、

自分たちの領土、領海、領空の防衛す  
ら、米軍の戦力頼み、という状況が続  
くようでは、自分の国である日本に対  
して誇りを持っていないのではないかと考  
えます。中国の覇権主義が脅かしてい  
る航海の自由、航行の自由などの地域  
秩序を守るといふ国際的な課題に取り  
組むには日米の同盟関係が大事です  
が、どの国もそうであるように、「自  
分たちの国」を守る主体者は、「自分  
たち日本国民」であるはずで、自分  
の国である日本に誇りを持ちたい、そ  
ういう思いから、私は、自分の国は自  
分で守るべきだと考えるようになりま  
した。

今は、反基地運動をする県民の姿は  
かりが報道されますが、沖縄県民は、  
日本国民として国難に共に立ち向か  
い、戦後は祖国日本に復帰したいとい  
う強い思いで、祖国復帰が出来まし  
た。その憧れた日本という国が、かつて敵  
として戦ったアメリカの庇護下にある  
という状況を、私は変えたいと思いま  
す。

そのためにも、憲法の改正は必ず成  
し遂げなければならぬと思えます。  
沖縄は、反基地運動、反戦教育の強い  
影響下にあり、基地の存在すら否定的  
に捉える向きが目立っています。か  
ら、これまででは、憲法改正はほとんど

タブーのように扱われて来ました。し  
かし、それは、「沖縄さえ変われば、  
全国での憲法改正のタブーも無くな  
る」ということだと思えます。

「自立」した国家には、多くの若者、  
学生も生きがいを見出し、貢献したい  
と考えるようになる筈です。私は琉球  
大学で、「沖縄から日本を考える学生  
の会」というサークルの会長をしてい  
ますが、今年は、九月の学園祭で、憲  
法改正の必要性についての展示活動を  
行い、「中国の脅威から県民を守るた  
めにも憲法改正を!」、「日本が自立国  
家となるためにも憲法改正を!」とい  
うことを学友に訴えたいと思えます。



『大学の使命』

発行人 外村 聖典

編集人 梶島 明美

発行所 全日本学生文化会議

〒153-0004

東京都目黒区 青葉台

電話 03-3476-5759

FAX 03-3476-5710

購読料 3000円(年間)

郵便振替口座

00170-5-545316

**世田谷山観音寺  
特攻平和観音月例法要報告**  
(毎月18日14時より境内の特攻  
観音堂において執行、参加自由)

**平成27年7月18日(土)月例  
法要**  
評議員 倉形 桃代

今月は土曜日ということで、いつもにも増して参列者があると思っただが、法要参列者は19名、直会参加者は18名と、こじんまりとしていた。来月放映される戦後70年ドラマスペシャル『妻と飛んだ特攻兵』の番組取材のため、テレビ朝日から3名の方々が来られ、太田賢照山主始め数名の方々へのインタビューをされていた。直会には参加されなかったが、ハワイから来られた「ハワイ明治会」の早瀬登会長が、大きな千羽鶴を特攻観音様に奉納、参拝された。この日は、献茶式も行われ、直会ではその美味しいお茶を御馳走になった。

いつものように参加者が各々の気持ちや体験を語った。先月も参列された劇団の主宰者木島氏が、5月に上演された海軍の回天特攻を題材にした演劇『たからモノ』の公演結果や感想を話された。この劇団は、東日本大震災で

被災地となった福島県の復興支援を目的とした活動も続けている。公演の際には、御遺族である当会会員の廣嶋文武氏の体験談を聴く会も行ったそうである。「自分で経験していないことを表現しなければならぬが、一所懸命続けていきたい」とのお気持ちも話された。その発言を受けて、色々な意見があったが、太田恵淳住職が「伝えたい事に芯があれば伝わると思う。これからは、事実から何を選んで伝えるかが課題となると思う」と話を纏められた。

今年は終戦から70年ということ、色々な分野で特集番組が放映されたり、出版物が出されている。特にテレビ番組では、戦争はいけないという面ばかり強調されている印象の番組が多かったと感じ、私は何となく違和感を持っていた。

小倉理事からは、当顕彰会が産経新聞に会のPR記事を掲載する件について説明があった。「左右どちらの方もお参りに来てほしい。活動内容を知ってもらおうという趣旨で、新聞というメディアを活用する」ということで、8月と10月の2回、掲載予定とのことであった。

終戦70周年という節目を迎え、これから戦争体験者からのお話も伺えなく

なっていく状況の中、記録から学ぶ時代になっていく現実の中で、当顕彰会には、どのような判断をし、発信をしていくのか、大本をきちんと理解する努力を怠らず、積極的に学び、御英霊が「後に続くを信ず」と我々に託された御遺志を継いで行く努力をしていく、と各役員からのお話があり、充実したひと時であった。山主様もお元気な様子で、直会の席にも参列され、共にお話できたことが嬉しかった。

**平成27年8月18日(火)月例  
法要**  
理事 水町 博勝

終戦から丁度70年目の日から3日、終戦記念日の余韻が色濃く残る中で、月例法要でした。法要参列者は藤田副理事長以下17名、法要はいつものように読経、焼香で終わりました。お堂内には千羽鶴が掛けられ、添えられた札には「崇敬な感謝に真心をこめて、ハワイ明治会 七月」と記されていて、鶴の全ての色紙の裏には経文が隅から隅まで書かれています。ハワイ明治会は真珠湾・太平洋戦争戦没者の慰霊を行っており、70年の節目に送られてきたものでした。観音像の厨子の前には藤田副理事長が千玄室氏(茶道・裏千家家元)から戴いた手紙の封筒を、私

からは8月15日の産経新聞に掲載された「今、特攻隊員を悼む」と題された当顕彰会の記事をお供えしました。直会では、初めて月例法要に参列された方が自己紹介を兼ねて発言するところが慣例になっています。陸上自衛隊OBの山口高治氏、特攻の演劇を見て初めて特攻隊の事を知り、親子・姉妹3人でお参りに来られた方など4名でした。

70年目の終戦の日際に際し、廣嶋文武氏から戦死された兄上についてのお話がありました。兄上・廣嶋忠夫(一飛曹(甲飛12期・戦死後二階級特進海軍少尉)は、昭和20年8月9日に茨城県の百里原基地から金華山沖に出撃し、特攻戦死されました。終戦後の10月頃、お父上が偶然乗り合わせた市電の中で、兄上と同じ航空隊の飛行靴を履いた人を見かけて声を掛けたことがきっかけとなり、同隊の飛行隊長・分隊長が奔走されて、3ヵ月後の11月13日に戦死公報が出された顛末を話されました。終戦間際の混乱が窺えました。また、現在慰霊碑のある航空自衛隊百里基地を訪ねた際に、碑の周辺の手入れがされていない荒れた状況だったことを大変嘆かれました。私も現職中、基地内外の慰霊碑はいつ誰が訪れてもよいよう、手入れを怠らないように指示

から8月15日の産経新聞に掲載された「今、特攻隊員を悼む」と題された当顕彰会の記事をお供えしました。直会では、初めて月例法要に参列された方が自己紹介を兼ねて発言するところが慣例になっています。陸上自衛隊OBの山口高治氏、特攻の演劇を見て初めて特攻隊の事を知り、親子・姉妹3人でお参りに来られた方など4名でした。

し、見回ったことを思い出しました。廣嶋氏は産経新聞の購読者で、8月15日に同紙に掲載された当顕彰会の記事を持って来られて紹介されました。私も持参した同紙の記事を紹介し、回覧しました。太田賢照山主始め10名ほどの方は初めて目にされたようで、特攻隊と当顕彰会の活動についても、改めて印象付けられて良かったと思えました。文章については、「もう少し平易にしてはどうか」との意見がありました。10月25日のレイテ決戦の特攻作戦に合わせて、再度文言を修正しての掲載を予定していることをお知らせしました。

**平成27年9月18日(金)月例法要**

理事 小倉 利之

本日は、秋雨前線の影響により、朝方から大気が不安定になり、雷雲が発達し、先日茨城県常総市において発生した豪雨を思わせる雨が降っていたためか、参列者は会員が8名、その他の方が5名程度の参加となり、若干寂しい感じがしました。

太田賢照山主は、長谷寺の牡丹の話をされ、88歳とは思えない程のお元氣な声で説教をされました。その後、清水建設OBの望月将也氏から、昨年度の特攻観音年次法要の様子を社誌で紹介したとの報告があり、初代太田睦賢師と森永製菓とのつながり等の話があり、配られた資料を読みながら、観音寺の過去のお話を興味深く聞くことになりました。もう一件は、最後の聯合艦隊司令長官小沢治三郎提督を語る会の話がありました。小沢中将は、戦後世田谷区にお住まいで、淡々と戦後処理をされておられました。特攻隊を始めたとする戦没者の慰霊顕彰に深い思いを持って努めておられました。今回は、

小沢治三郎中将の没後50年に当たり、水交会で、長官を偲びつつ、先の大戦や今後の日本の行く末などについて、大いに語り合う会が実施されることとしました。皆様も是非、ご参加をお願いいたしますとのことでした。

**平成28年1月18日(月)月例法要**

評議員 倉形 桃代

今年最初の月例法要は、前夜から降り積もった雪と冷たい雨による悪路・交通機関の混乱のためか、参列者は法要10名、直会9名、内初参加者は2名であった。太田賢照山主も同席され、「最近では多くの事故や事件があり、特攻隊員の方々と同じ年頃の若者が亡くなっている。無念に思う。先日自転車に乗っていて転んだ時、近くにいた若者が手を貸してくれた。近頃の若い者は、なにごとや言っただけでいけないうつらさ、年の始めということでお話を頂いた。お元氣なご様子だったので安心した。

望月氏から、雑学大学で聴講された「戦時歌謡」についての紹介があった。廣嶋氏が、戦死された兄上が「バタバアの夜はふけて」という歌が好きで、よく歌っていらつしやうな思い出を語られた。大穂氏からは、当顕彰会が、会報刊行百号記念に発行した「会報索引」についてお話があり、会報は、その時々様々な立場で書かれた記事が載っている。会の歴史を紐解き学ぶ機会を持つことも大切だと実感したとお話があった。衣笠専務理事からも補足として、未来の人々のために事実を淡々と記録して残すという役割を持つ会報の在り方についてのお話があった。世田谷山観音寺の敷地に資料館を造つたらどうか？世田谷区の資料館に観音寺の展示スペースを作っては？という話題も出て、私たちが英霊の御遺志を伝えるために、何をすべきかというのを再考する機会となった。

お供物の丸餅を頂いた後散会、一同は雪の残る中、いつになく急ぎ足で帰

月例法要の場は、慰霊のみならず、英霊への報告、参拝者には当顕彰会の活動も広報し、意義を知っていただき、会員の募集にも繋がればと思う次第で

す。そして、今回の新聞掲載による当顕彰会へのアクセスはどうであったのか、気になるところでした。

路についた。

### 平成28年2月18日(木)月例法要

評議員 原島 淳子

今月の月例法要は、晴天の下、太田賢照山主もお元氣なお姿で出席され、初めて参加された方、帰京したので2年振りに参加されたという方を合わせて12名で執り行われました。

つつがなく執り行われた法要の後の直会にも、12名がそのまま参加し、戦時歌謡の紹介あり、昭和女子大放送部の方、特攻観音の事を、関東の放送コンクールで話して3位に入賞したという報告ありと、いつにない話題が上りました。中でも、先日当顕彰会が発行した『海軍特別攻撃隊第五七生隊森丘哲四郎手記』の読後感想からは、この手記は、疑問にも答えてくれる、新しい事実を知ることができ本であることを教えられました。改めて読み直すのも良いのではないのでしょうか。また、体験者である方も知らなかった事が記載されているとお話もありました。実体験者でも、時と場所が異なれば知り得ない事もあると、当時の情景が浮かんできました。この話をされたのは、零戦パイロットであった予科練出身の野口剛さんです。野口さんのお

元氣なお姿に、久し振りに会えて、とても嬉しかったです。

この日は、直会会場である小田原代官屋敷前に梅の花が綺麗に咲いていました。

ふと浮かんだ  
「東風吹かば

句ひおこせよ 梅の花

主なしとて 春な忘れそ

この歌の「主」が、飛んで逝った方たちに思えてなりませんでした。

本日もまた、逝った方たちに想いを馳せた、澄んだ青空の一日でした。

### 平成28年3月18日(金)月例法要

会員 原 智崇

春分の日を前に東京もようやく暖かな日差しとなり、花もほころぶ春の気分に、厚い外套を脱ぎ捨てて世田谷山観音寺へ参った。月例法要の参列者は20名程度、北海道から来られた方、青年海外協力隊員として活動し、外地から戻られた方、また、学生の方なども来られ、特攻観音堂の中はほぼ満員。これだけの人が参集したのは珍しいことと思う。特攻平和観音経を唱える堂内にも熱気が充溢していた。直会では、元海軍の零戦搭乗員で、桜花を直掩されたご経験のある野口剛

氏のお話を伺うことができた。

野口氏は教官として海軍飛行科予備学生を指導していた昭和19年6月、分隊長に「今般、これ以上の海軍の部隊はできないという素晴らしい部隊ができる。しかし行ったら最後、生きて戻ることとはできないだろう。戦闘機パイロットはあくまで戦闘機でご奉公したいと考え、向後の憂いが無くこれに参加したい者は2日以内に申し出るように」と言われて志願し、やがて茨城県に「海軍神雷部隊」の文字があり、滑走路が1本、あとは砂場。上空には零戦が飛び、上まで行くと、エンジンをアイドルにして降りてくる動作を繰り返していた。副長に着任の挨拶をする、「貴様たちは七二一空三〇六戦闘機隊に行け」と言われた。七二一が神雷部隊、即ち一式陸攻に1トンの爆薬を積んだロケット推進機「桜花」部隊の総称であり、それを掩護するのが三〇六戦闘機隊の任務だった。桜花の練習機がバラストに水を積んで砂場に降りる訓練をしているのを見た野口氏は「それを護って行くのだと判った」。一方、三〇六戦闘機隊は空戦訓練に明け暮れ、一度は神之池から大分まで、一泊で桜花を護衛するための移動訓練を実施した。

昭和20年1月、神雷部隊は特攻隊に編成されたが、フィリピンへの攻撃が果たせず、沖繩への攻撃準備のため、野口氏らは都城に進出。20年3月には艦載機が来襲するようになり、20年3月21日、いよいよ第1回の神雷攻撃の命令が出た。偵察機彩雲が、上空に直掩機を上げていない敵航空母艦群を発見。11時30分頃、陸攻17機、うち15機が桜花を抱き、60機程の直掩機と共に出撃した。しかし、前日の邀撃戦で不調となった機体が多く、直掩機は次々と引き揚げていく。そんな中、野口氏は「自分達とはかく陸攻を護れ」の精神で随伴したものの、何機随伴したのか判らないという。2時間程で敵機と遭遇した。野口氏の零戦はいきなり後方からF6Fに襲われ、方向舵を損傷した。舵が効かず、このままでは空戦もできない。やむなく編隊を離れ、機を急降下させ、予てより危急の際に定められていた270度方向、南大東島に着陸した。明るる日部隊に戻り、そこで残念ながら第1回神雷攻撃隊は全滅だったと聞いた。一式陸攻は1機も戻らなかった。

この攻撃失敗により、桜花の戦術は大規模編隊による昼間攻撃ではなく、その後は1機又は2機の陸攻に2〜3機の護衛が付くという小編成での攻撃

に切り替えられたが、成果はなかなか上げられなかったという。3月26日に神雷部隊の直掩戦闘機隊は解散し、二〇三空に移動となった。野口氏も特攻隊編成から外れたが、来襲する敵機への邀撃と、鹿屋から奄美大島方面へ向かう神雷部隊の航路啓開、護衛に従事した。一式陸攻の護衛は、笠之原から上がって陸攻に合流した。野口氏は菊水作戦で一度、護衛した桜花が命中したのを見たという。その菊水作戦も回が重なると、直掩機は付けられなくなっていた。その後終戦まで、九州で邀撃戦に従事した野口氏は、自身も3回撃墜されたという。この野口氏の気魄に満ちたお話には、幾つもの質問が出ていたが、学生の方の「海軍航空隊を志願された時の決意は、戦争が推移していく中で、それでも揺らぐことはなかったのか」との問いに対し、「揺らぐことはなかった」と明快にお答えになっていた。

私のような若輩の者が、このような貴重な体験と、飾らぬ当時の気持ちを通じてご本人の口から伺う機会は余り多いことではない。伺ううちに、寒気を感じるほどに身が引き締まった。神雷部隊の慰霊祭は、鎌倉の建長寺で執り行われている。



直会の席で体験談を話される野口 剛氏

《若者の声》  
青春の真昼前—自己犠牲の尊さ  
（明大法学部2年生深井駿君のレポート）  
評議員 石井 千春

私は、明治大学法学部2年生のゼミで、「回天特攻」について教えているが、そのゼミ生である深井駿君が以下のような期末レポートを書いてきた。若者の純粹な気持ちを良く表していると思われるので、ここに紹介します。

元回天搭乗員の故小灘利春さんが、「自分一人の命で、多くの日本人の命を助けられる。日本民族を救うことができる」と、ビデオで仰っていられるのを聞いて、尊い気持ちであると思つた。

現代の日本社会では、行き過ぎた個人主義によって、自己犠牲の精神が軽んじられていると思う。このような時代において、先の大戦で、我が国、我が民族のために自らの意思で自分の命を捧げられた方たちのことを考え、そこから学ばせていただくことは価値のあることであり、また、必要なことだと思ふ。

学徒出陣された和田稔少尉の日記の「私は今、私の青春の真昼前を私の国に捧げる」という言葉がとても印象に残っている。

元搭乗員の山田達雄さんが仰っていた「今の心境ではなく、当時の心境で回天を批判、あるいは評価してほしい」という言葉は、全くそのとおりであると思う。

国民主権が主流の現代では、明治憲法下で絶大な権力を持った天皇制が批判されることがあるが、当時の国内外の状況を考えれば、我が国が発展するために、絶対的な中央集権制をとる必要があったと考えられる。

しかし、現代の日本のマスコミは、この点を見落としている。先の大戦で我が国が行ったことを全て否定的に捉えているように見える。国民意思を形成する作用を持つマスコミがこの体たらくでは、我が国、我が民族のために命を捧げられた方たちが浮かばれないのではないか。そのように考えると、少し悲しい気持ちになる。（後略）

今年3月、深井君は世田谷山観音寺での月例法要に参拝し、直会の席で、神雷桜花特攻の掩護戦闘機搭乗員であった野口剛様の戦闘談を伺った際、「志願された後、気持ちが揺らぐこと

はありませんでしたか」と、緊張した面持ちで質問した。野口様は、志願して、身をもって神雷部隊を護る任務に就いたのである。

「ないですね」と、あっさり答えられた野口様を見やる深井君の眼は感慨深げだった。21歳、青春の真昼前の彼は、どんな人生の答えを探しているのだろうか。

## 新刊図書紹介

### ○海軍特別攻撃隊第57生隊 『森丘哲四郎手記』



次に掲載の書簡(感想文)は、本手記を読まれた知人の方から森丘哲四郎大尉の御遺族・実妹名和まさえ様宛に送られたものですが、ご了承を得て掲載させていただきます。

### ○『森丘哲四郎手記』の読者から 森丘哲四郎大尉の御遺族・実妹 名和まさえ様宛の書簡(感想文)

名和様、お元気で過ごしてはいかがでしょうか?早くも梅の花が咲き始めました。

この度は、森丘哲四郎様の貴重な手記を読ませていただきました。本当にありがとうございます。胸が一杯になり、しばらく涙が止まりませんでした。

このような若さで、日本を護るために身を投じられ、日本の貴重な宝を失った・・・素晴らしい将来ある立派な青

年を失ったことは、大きな日本の損失・・・と思いました。

森丘哲四郎様は、聡明で誠実、かつ、心豊かな好青年で、数々の詩にも心打たれました。死を覚悟されながらも、夢もあり、日々人生の価値や武士道、生きる意味を問い、茶の湯の心にも思いを馳せ、厳しい訓練や活動の中でも常に思索され続けています。その姿がとても真摯で清らかで美しいと思えました。

心に残った言葉がいくつもありました。「国危シ 国敗レテ何ガ残ルカ 奮闘セヨ」(P249) 国が減びるかもしれない危機にあつて国を護ろうとして下さった気概に涙がこぼれます。P326の海軍五省やP327の和歌も心の指針とされていたのでしょう。お茶の手習いの詩や数々の詩、淡い恋心やご家族への思い等、まるで自分の兄の手記でも読んでいるかのような親しい息づかいを感じました。

特攻隊の人は洗脳されてたんだとか、だまされてたんだとか言う人もいるけれど、この手記を読んで、決してだまされてなんていない、しっかりと主体的に生きられ、ご自分の頭でよく考え、悩み、思索された上で、自らの

使命を自らが感じて、国を護るため、家族を護るために、尊い命を献げられ

たんだということがよくわかりました。崇高な英霊といわれますが、まさに崇高な清らかな魂を感じます。自分の名誉やお金や損得で生きる人の多い現代にあつて、自分を犠牲にしても、国の為、家族の為、後世の為に生命がけで生き、励まされる崇高な日々は誠に尊く思えます。森丘様のような尊いお一人お一人の生命の礎、献身のおかげで、敗戦後の日本の復興がなされたのだと思います。手記を読みながら感謝の思いが込み上げてまいりました。

二十四歳の若さで亡くなられてから、七十回の春が過ぎました。森丘哲四郎様、あなた様の尊い生命のおかげで、日本にはまだ美しい桜が咲き続けております。あなた様が生命をかけてお護り下さろうとした日本が減びることなく存続し、ご皇室が存続し、人々が笑顔で生活しております。本当にありがとうございます。まだまだ生きて夢を実現なさりたかったことでしょう。恋する人と家族となり、幸せなご家庭を築かれたかったことでしょう。それら全てを投げ捨てて、国の危機にあつて、身を盾として私達を護って下さいました。ありがとうございました。

特攻隊の皆様の志や願いを胸に、尊い生命への感謝を忘れず、しっかりと

発行 平成27年12月21日(非売品)

上製・B5判・総頁数686頁

編集・発行 公益財団法人

特攻隊戦没者慰霊顕彰会

(注) 本手記出版の経緯、内容等については、平成28年2月発行の会報『特攻』第109号39〜40頁に掲載され

責任をもって生きていきたいと存じます。個人の生活の幸福のみならず、国全体の幸福、世界平和への尽力を小さくてもなしていかなければ、申し訳がないと思えます。

この本を一人でも多くの方が読まれ、国の為に生命を献げられた方々の純粋な思い、生命の重みをしつかりと受け止め、生きる力にしてほしいと願います。

貴重な本を世に出して下さいましたこと、心より御礼申し上げます。

まだ寒い日が続きます。どうぞ御身お大切になさって下さいませ。尊敬する錦糸師匠や貴美子奥様を通して名和様とご縁をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

平成二十八年二月十一日

藤波礼子拝

# 平成27年度事業報告

## 一 慰霊事業

### 1 第36回特攻隊合同慰霊祭

平成27年3月28日、当顕彰会の主催により、靖國神社において肅行された。参列者は、遺族25名を始め来賓、戦友、一般会員等合計244名が参列して、英霊奉慰の誠を捧げた。終戦70周年の節目の年に当たったためか、昨年より52名の増加であったが、問題もなく整斉と執り行われた。

慰霊祭終了後、靖國會館において、当顕彰会の状況説明及び懇親会を実施した。

### 2 第64回特攻平和観音年次法要

平成27年9月23日の秋分の日に、世田谷山観音寺において、同寺と地元駒繋神社との神仏習合による年次法要が営まれた。当顕彰会は、同法要に全面的な協力を行い、整斉たる法要の実施に寄与した。当顕彰会関係の参列者は、来賓35名、遺族30名、会員等167名、合計232名であり、昨年より17名の増加となった。

### 3 各地慰霊祭への参列等

#### ア 代表者派遣

(実施月日)	(慰霊祭等名)	(場 所)	(参列代表者)
4月4日	鹿屋特攻隊追悼式	鹿児島県鹿屋市	石井千春評議員
4月6日	都城特攻慰霊祭	宮崎県都城市	秋山評議員
4月6日	豫科練雄飛会慰霊祭	靖國神社	原島評議員
4月7日	徳之島慰霊祭	鹿児島県大島郡	藤田副理事長
4月15日	出水市特攻碑慰霊祭	鹿児島県出水市	及川評議員
4月22日	靖國神社春季例大祭	靖國神社	杉山理事長
4月26日	萬世特攻隊慰霊祭	鹿児島県南さつま市	金子事務局員
4月27日	神風特攻隊慰霊碑等	フィリピン・マバラ	秋山評議員

参拝

カット市

4月29日	秋田県特攻隊招魂祭	能代八幡神社	及川評議員
5月3日	知覧特攻慰霊祭	鹿児島県南九州市	水町理事
5月10日	特攻殉国の碑慰霊祭	長崎県川棚町	金子事務局長
5月24日	特攻勇士之像慰霊祭	京都霊山護國神社	石井光政評議員
5月24日	豫科練戦没者慰霊祭	茨城県阿見町	小倉理事
5月26日	特攻勇士之像慰霊祭	千葉縣護國神社	金子事務局長
5月27日	指宿哀惜の碑慰霊祭	鹿児島県指宿市	衣笠専務理事
7月4日	大東亜戦争全戦没者 合同慰霊祭	靖國神社	杉山理事長
9月6日	空挺同志会高野山 慰霊祭	和歌山県高野町	飯田評議員
9月16日	市ヶ谷台慰霊祭	防衛省市ヶ谷駐屯地	杉山理事長
10月3日	明野忠魂塔慰霊祭	三重県伊勢市小俣町	倉形評議員
10月10日	原町飛行場関係者 慰霊祭	福島県南相馬市	金子事務局員
10月17日	串良基地戦没者 慰霊祭	鹿児島県鹿屋市	小倉理事
10月18日	靖國神社秋季例大祭	靖國神社	杉山理事長
10月19日	千鳥ヶ淵墓苑秋季 慰霊祭	千鳥ヶ淵墓苑	杉山理事長
10月25日	特攻勇士之像慰霊祭	大阪護國神社	及川評議員
10月31日	特攻勇士之像慰霊祭	埼玉縣護國神社	衣笠専務理事
11月8日	回天大津島慰霊祭	山口県周南市大津島	石井千春評議員
<b>イ 供花送達等</b>			
(実施月日) (慰霊祭等名) (場所)			
6月6日	義烈空挺隊慰霊祭	沖縄県糸満市摩文仁	
<b>ウ 「特攻勇士之像」奉納除幕式</b>			
(実施月日) (奉納場所) (参列者)			
4月29日	山口縣護國神社 (山口県山口市)	衣笠専務理事	
10月10日	長野縣護國神社 (長野県松本市)	衣笠専務理事	

## 二 「特攻勇士之像」建立事業

山口縣護國神社及び長野縣護國神社に「特攻勇士之像」各一体を建立奉納した。今回の建立奉納で、像は総計16体となった。

## 三 その他の事業

1 広報事業では、平成27年8月及び10月に、特攻に関する新聞広告を掲載し、会員の募集・広報に多大の成果があった。機関誌・会報『特攻』第103号・第107号を発行し、会員、慰霊協力団体及び希望者等に頒布した。

2 出版事業では、特攻隊員森丘哲四郎の手記をそのままの形で模写製本し、平成27年末に出版した。平成28年度にできるだけ多くの団体・図書館等に寄贈・頒布して特攻隊員の心情把握のための資料として活用する。

## 四 会員の動向

平成27年度当初の会員数は1919名、逝去等による退会者数は217名であったが、新規入会者数が過去最高の270名となったため、平成27年度末の会員数は、差し引き53名増の1972名となり、最近では初めての会員数増加となった。これは全体委員会委員以下の募集努力の賜物である。しかしながら、当面、会員減少の危機的状況は脱したものの、今後とも会員構成面から減少傾向に変わりはないので、当顕彰会としては、引き続き募集重視の諸施策を推進する。



## 平成27年度正味財産増減計算書

平成27年1月1日から平成27年12月31日まで

(単位:円)

科 目	27年度決算	前年度決算	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	8,288,897	7,513,500	775,397	
特定資産運用益	853,000	480,975	372,025	
受取会費	4,853,000	4,543,000	310,000	
慰霊事業収益	2,171,000	2,380,000	△ 209,000	
出版事業収益	76,120	104,320	△ 28,200	
広報事業収益	2,400	3,800	△ 1,400	
受取寄付金	4,778,380	2,594,600	2,183,780	
雑収益	2,129	4,524	△ 2,395	
経常収益計	21,024,926	17,624,719	3,400,207	
(2) 経常費用				
慰霊事業負担金	775,415	531,854	243,561	
像制作負担金	1,312,000	971,432	340,568	27' - 2体建立
発送等委託費	4,840,141	1,215,820	3,624,321	広告経費増
支払助成金	1,523,400	1,589,000	△ 65,600	
役員報酬	400,000	400,000	0	
給料手当	3,998,200	3,993,350	4,850	
福利厚生費	579,695	604,071	△ 24,376	
旅費交通費	1,935,760	1,954,227	△ 18,467	
通信運搬費	531,646	469,523	62,123	
減価償却費	91,742	174,025	△ 82,283	
消耗品雑費	539,418	956,462	△ 417,044	
印刷製本費	5,638,768	2,771,710	2,867,058	27' 森丘手記発刊
会議費	126,431	203,934	△ 77,503	
光熱水料費	110,265	97,415	12,850	
賃借料	2,068,392	1,833,836	234,556	27' 機器換装
諸謝金	85,000	80,000	5,000	
雑支出	0	0	0	
退職資産繰入費用	182,000	296,000	△ 114,000	
経常費用計	24,738,273	18,142,659	6,595,614	
評価損益等調整前経常増減額	△ 3,713,347	△ 517,940	△ 3,195,407	
有価証券売却損益	510,800	5,304,780	△ 4,793,980	
基本財産等評価損益	△ 3,578,224	1,296,475	△ 4,874,699	
当期経常増減額	△ 6,780,771	3,490,365	△ 10,271,136	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
指定正味財産からの振替	0	278,000,000	△ 278,000,000	26' 指定正味財産
貯藏品等資産増	3,752,980	0	3,752,980	27' 森丘手記蔵書
経常外収益計	3,752,980	278,000,000	△ 274,247,020	
(2) 経常外費用				
法人会計から公益へ振替	0	0	0	
貯藏品資産償却	287,520	0	287,520	森丘手記等
経常外費用計	287,520	0	287,520	
当期経常外増減額	3,465,460	278,000,000	△ 274,534,540	
当期一般正味財産増減額	△ 3,315,311	281,490,365	△ 284,805,676	
一般正味財産期首残高	298,315,816	16,825,451	281,490,365	
一般正味財産期末残高	295,000,505	298,315,816	△ 3,315,311	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替	0	278,000,000	△ 278,000,000	26' 一般正味財産に
当期指定正味財産増減額	0	△ 278,000,000	278,000,000	
指定正味財産期首残高	0	278,000,000	△ 278,000,000	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	295,000,505	298,315,816	△ 3,315,311	

**平成28年度第1回理事会及び定時評議員会実施報告等**  
 事務局長 羽淵 徹也

一 平成28年度第1回理事会

平成28年2月24日(水)、靖國神社遊就館内の当慰靈顕彰会事務室において、平成28年度第1回理事会が実施され、平成27年度事業報告及び決算報告、並びに2年の任期満了理事及び4年の任期満了評議員の再任、並びに新任理事及び評議員の選任等の役員人事について審議され、全て原案どおり了承され、評議員会に付議することが決議されました。

また、衣笠専務理事から、一昨年来月1回程度の会同を重ねている全体委員会の活動内容に関する報告、並びに、昨年8月及び10月、産経新聞に広告を掲載した結果の募集効果等の分析検証の説明、並びに昨年末に出版した『森丘哲四郎手記』刊行の経緯、寄贈先及び頒布状況に関する報告が行われました。

また、衣笠専務理事から、一昨年来月1回程度の会同を重ねている全体委員会の活動内容に関する報告、並びに、昨年8月及び10月、産経新聞に広告を掲載した結果の募集効果等の分析検証の説明、並びに昨年末に出版した『森丘哲四郎手記』刊行の経緯、寄贈先及び頒布状況に関する報告が行われました。

また、衣笠専務理事から、一昨年来月1回程度の会同を重ねている全体委員会の活動内容に関する報告、並びに、昨年8月及び10月、産経新聞に広告を掲載した結果の募集効果等の分析検証の説明、並びに昨年末に出版した『森丘哲四郎手記』刊行の経緯、寄贈先及び頒布状況に関する報告が行われました。

二 平成28年度定時評議員会

平成28年3月11日(金)、靖國會館九段の間において、平成28年度定時評議員会が実施され、平成27年度事業報

告及び決算報告、並びに任期満了の理事及び評議員の再任、並びに新任理事及び評議員の選任等の役員人事決議案について審議され、全て原案どおり承認されました。

また、衣笠専務理事から、一昨年来会同を重ねている全体委員会の活動内容等に関し、説明が行われました。

① 年度報告事項

ア 平成27年度事業報告(別添資料)  
 イ 平成27年度正味財産増減計算書

② 選任後の役員等

ア 理事10名(定員6〜10名)

理事長 杉山 蕃  
 副理事長 藤田 幸生  
 専務理事 衣笠 陽雄  
 業務理事 小倉 利之

同 水町 博勝  
 同 白田 智子  
 同 笹 幸枝  
 同 岩崎 茂

同 羽淵 徹也  
 同 新任理事 石井 光政

イ 監事1名(定員1〜2名)  
 監事 阿部 軍喜

ウ 評議員16名(定員12〜18名)  
 秋山 政隆 飯田 正能  
 石井 千春 及川 昌彦  
 大穂 園井 太田 兼照

ウ 評議員16名(定員12〜18名)  
 秋山 政隆 飯田 正能  
 石井 千春 及川 昌彦  
 大穂 園井 太田 兼照

三 第37回特攻隊合同慰靈祭の斎行について

当顕彰会主催による今年度の第37回特攻隊合同慰靈祭は、平成28年3月26日(土)、靖國神社において、厳粛盛大に斎行されました。

靖國神社の桜は、3月21日(月)、境内の標準木により開花宣言が行われたから5日目、当日は丁度満開になるのではないかと期待されましたが、その後の花冷えのため開花が遅れ、漸く二、三分咲きの状態に加え、曇り空で肌寒い天候であったにも関わらず、昨年同様200名近い多くの皆様に参列して頂き、厚く感謝申し上げます。

なお、慰靈祭の詳細については、本会報『特攻』第110号に掲載されていますので、省略させていただきます。

四 『森丘哲四郎手記』の頒布

本年2月発行の会報『特攻』第109号に紹介記事を掲載し、案内のチラシも封入しましたが、本手記は、大変好

- |       |       |
|-------|-------|
| 倉形 桃代 | 長瀬 彰孝 |
| 新垣 敬輝 | 根本 東洋 |
| 早川 雅彦 | 深山 明敏 |
| 片山幸太郎 | 原島 淳子 |
| 鮎田 英一 |       |
| 新任評議員 | 岩成 真一 |

五 「会員証」の送付

この度、当顕彰会では、会員の皆様に対し、「会員証」を発行することとなり、本会報『特攻』第110号に同封して送付いたします。

この「会員証」には、慰靈祭等への参加記録表を設けてあり、それによる特典もありますので、大いに活用してください。また、新しい「会員証」が必要となった場合には、事務局にご連絡くだされば、再送付いたします。

**事務局からの報告等**

寄附者御芳名(敬称略)

(平成28年1月1日〜3月31日)  
 (単位千円)

- |      |       |
|------|-------|
| 一〇〇〇 | 多田野 弘 |
| 一〇〇〇 | 山根 秋男 |
| 三〇〇  | 松本 憲二 |
| 二二二  | 降矢 達男 |
| 一一二  | 西 正昭  |
| 一〇〇  | 森山 正義 |

五	山崎	悟	五	岩田	信一	二	土橋	猛	二	白井	日出男	一	河島	慶明	一	中村	貞三	田中	淳史	岩成	真一	
五	久保	巍	五	川人	明美	二	中村	実	二	井出	野正和	一	羽鳥	忠男	一	埼玉	偕行会	平川	善人	今村	隆弘	
五	原田	里津子	五	百目	鬼清	二	佐伯	トシ子	二	酒寄	和郎	一	五	斎藤	正夫	一	鈴木	重之	星野	明彦	川原	澄夫
五	板垣	正	五	原	武廣	二	山本	亘	二	川井	孝輔	二	東門	弘	一	五	岡	幸平	田中	英行	川原	澄夫
五	市川	雄一	五	山本	年男	二	伴野	富夫	二	須田	里吉	二	福田	充	二	川床	剛士	橋本	政樹			
五	齊藤	達人	五	高山	友二	二	峯尾	栄	二	日高	誠	二	古閑	カツ子	二	市来	徹夫	小川	弘子			
六	堀江	正夫	六	猪口	輝雄	二	佐藤	孝一	二	高橋	勝	二	山口	照夫	二	濱田	秀逸	福島	高橋	芳幸	安達	誠寿
七	河野	茂義	六	田中	久仁子	二	高野	剛	二	小池	末人	二	田中	清	二	原田	義治	宮城	菅野	宏幸	小池	末人
七	早田	亮彦	七	下森	康玄	二	阿部	敏行	二	今井	敏夫	二	丸	利郎	二	吉田	治正					
七	藤元	正明	七	國武	統士	二	工藤	重民	二	川本	修二	二	丸	巧	二	服部	武志					
七	吉田	和貞	七	永島	卯太郎	二	五	白田	智子	二	廣田	正	二	小泉	朋美	二	大石	文代				
七	藤永	雅彦	七	沢田	進	二	五	茂木	昌三	二	五	川村	京	二	後藤	文夫	二	下野	ふさ子			
七	館本	勲武	七	二井	重吉	三	水気	博美	三	萩原	健一	二	高橋	富二	二	川口	健治					
七	西川	克明	七	服部	義隆	三	小林	恵子	三	松本	賢二	二	上田	浩寛	二	三宅	好美					
七	吉田	文亮	七	井川	嘉江	三	小堀	桂一郎	三	徳川	康久	二	水野	清	二	山本	健雄					
七	根本	紘一	七	原	照寿	三	陸軍	空挺部	隊靖國神社奉賛会				二	若月	良介	二	井出	隆夫				
七	武谷	孝生	七	飯田	雍子	三	波多野	義昭	三	花塚	真知子	二	佐藤	一志	二	岡部	尚子					
七	田中	臣二	七	沖	周治	三	清水	典郎	三	湯澤	一枝	二	樽井	弘和	二	城ヶ	端專					
七	中村	光太郎	七	島田	幸正	三	堀川	淳一	三	古屋	七郎	二	河本	憲恵	二	中村	博志					
七	作左部	貢	七	紺野	邦男	三	五	藤井	日正	三	五	牧	勝見	二	西館	和之	二	松本	和彦			
七	大和	誠	七	平野	三郎	三	五	田中	清	三	五	布廣	鉄夫	二	近藤	博隆	二	町田	速雄			
七	田湯	聖禮	七	伊藤	元夫	三	五	松川	徹男	三	五	武居	房子	二	杉原	清之	二	岩崎	昭男			
八	椿	孝則	八	河井	敏男	三	五	細井	秀雄	三	五	加藤	千佳	二	樫村	保貞	二	長谷川	知幸			
一〇	菅原	道之	一〇	原島	淳子	三	五	水野	伸子	三	五	中島	尚史	二	塚原	正	二	坂本	康子			
一〇	上西	幸子	一〇	小松	雅也	四	藤井	常男	三	五	山口	武夫	二	西村	米子	二	三春	仁				
一〇	辻本	浩司	一〇	桜井	實	四	(公財)	偕行社	四	安永	真理子	二	小川	昭二郎	二	古畑	昭二					
一〇	永田	利夫	一〇	栢田	恭典	四	世田	谷山	観音寺				二	河野	一欣	二	田中	正和				
一〇	松本	司	一〇	西川	順芳	四	むらさき	会(陸士56期)					二	宇井	忠一	二	網野	泰				
一〇	松井	敬子	一〇	大穂	利武	四	東郷	会	四	飯田	正能	二	岩井	良平	二	長堀	守利					

御芳志誠に有り難うございました。

新入会員名簿(敬称略)

(平成28年1月1日〜3月31日)

青木	義博	一	大橋	省三
箕輪	敏	一	羽瀨	徹也
衣笠	陽雄	一	石井	敏子
関口	正孝	一	武藤	一彦
小倉	利之	一	予科	練雄飛会
石垣	貴千代	一	岡本	久吉
伊室	一義	一	水町	博勝
植田	和男	一	太田	兼照
梅田	春雄	一	渡辺	由佳
正本	禎亮	一	荒井	清司
呉	正男	一	生田	瑛
大川	吉昭	一	加藤	拓
岡本	和民	一	下村	直資
上畑	幸晴	一	生峯	和代
松田	栄	一	川井	美保子
田中	育子			

千葉県	池田 康博	村田 陽	東京都	日向錦次郎	紺野 真理	神奈川県	奥田 洋平	小川 俊彦	山梨県	小倉 秀之	鮎田 英一	富山県	松元 光恵	島村 良行	静岡県	大久保孝一郎	植村 康治	愛知県	末永 直	塚本 實	大阪府	福島 隆夫	小林由貴子	兵庫県	山梨 俊行		愛媛県	加藤 繁樹		高知県	竹岡 晴人		宮崎県	渡部 晃		鹿児島県	黒田 博			菱田 征夫	舛谷 正雄		渡邊 宥己	富永 伸二		久保浩一郎	
-----	-------	------	-----	-------	-------	------	-------	-------	-----	-------	-------	-----	-------	-------	-----	--------	-------	-----	------	------	-----	-------	-------	-----	-------	--	-----	-------	--	-----	-------	--	-----	------	--	------	------	--	--	-------	-------	--	-------	-------	--	-------	--

◆ ◆ ◆  
**会員計報** (敬称略)

謹んで哀悼の意を捧げます。

山形県	高橋 義順	茨城県	高田 定司 (28・2・8)	千葉県	佐藤富士夫	東京都	増田 好彦 (27・12・15)	神奈川県	堀 裕	西	堀 裕	吉村 勝也
-----	-------	-----	----------------	-----	-------	-----	------------------	------	-----	---	-----	-------

澤田 尚 (27・6・26)	渡辺浩志郎 (27・11)	鈴木瞭五郎	長野県	西村 久宣 (27・12・19)	静岡県	玉沢 昭	愛知県	河辺 勇	福岡県	矢野 孝男	長崎県	満井 録郎	熊本県	恒松 忠義 (27・12・16)	鹿児島県	篠原 邦秀
----------------	---------------	-------	-----	------------------	-----	------	-----	------	-----	-------	-----	-------	-----	------------------	------	-------

◆ ◆ ◆  
**会報『特攻』第109号正誤表**

次のとおり誤りがありましたので訂正し、謹んでお詫び申し上げます。(訂正箇所)

21頁1段5行目	誤 全日本空挺同志会熊本県支部
21頁2段30行目	正 全日本空挺同志会
	誤 空挺同志会ゆかりの
	正 義烈空挺隊ゆかりの

**会員ご入会のご案内**

当顕彰会は、先の大戦において、祖国の安泰を願ひ、家族や大切な人たちを案じつつ、自らの命を犠牲にして、それらを護ろうとした若い特攻隊員たちの御霊を慰霊し、感謝することを目的とする団体であります。

私達は、彼らからその精神を学び、自分たちの生き方を考え、より良い社会の実現に寄与したいと活動を続けております。ご賛同の上、ご入会くださるようお願い申し上げます。

○当顕彰会の沿革  
昭和34年5月前身の特攻平和観音奉賛会が全国組織化  
昭和57年6月特攻隊慰霊顕彰会発足

初代会長 竹田 恒徳 元宮様  
二代会長 瀬島 龍三 氏  
平成5年11月財団法人認可  
三代会長 山本 卓真 氏  
平成23年1月公益財団法人認定  
現理事長 杉山 蕃氏

- 当顕彰会の主な事業
- ・特攻隊戦没者の慰霊顕彰
- ・広報誌等の発行
- ・講演会等の開催その他

○年会費

- ・一般会員 3000円
- ・学生会員 1000円

〒102-0073  
東京都千代田区九段北3-1-1  
靖国神社遊就館内 公益財団法人  
特攻隊戦没者慰霊顕彰会事務局  
電話 03-5213-4594  
FAX 03-5213-4594

**ご投稿についてのお願ひ**

ご投稿に際しましては、次の点にご留意くださるようお願いいたします。

- 1 原稿は、手書き、ワープロ・パソコン作成のいずれでも結構ですが、なるべく縦書き、1段17字詰めをお願いします。
- 2 記事の取捨選択、紙面の都合等による一部割愛、修文等については、当協会事務局にお任せ願ひます。
- 3 慰霊祭、行事等の写真がありましたら、なるべく添付してください。
- 4 原稿、写真等は、原則としてお返しいたしません、必要の場合、その旨お書き添えください。
- 5 会報・機関誌、投稿記事等の送付先は、左記の当顕彰会事務局宛とさせていただきます。

記

〒102-0073  
東京都千代田区九段北3-1-1  
靖国神社遊就館内 公益財団法人  
特攻隊戦没者慰霊顕彰会事務局  
電話 03-5213-4594  
FAX 03-5213-4594